

第1部

- 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等

第1節 外国人の出入国の状況

1 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

ア 入国者数

我が国への外国人入国者（ワンポイント解説）数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は終戦後の混乱期にあり、また、その当時の出入国管理に関する法令（外国人登録令）では連合軍総司令部（GHQ）に入国許可の裁量を与えつつ、原則入国を禁止する立場をとっていたことから、わずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許可を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人の大台をそれぞれ突破し、18年には、17年の745万103人と比べて65万7,860人（8.8%）増の810万7,963人となり、過去最高を記録した。

平成18年における外国人入国者810万7,963人のうち「新規入国者」数は673万3,585人で、17年の612万709人と比べて61万2,876人（10.0%）増加し、「再入国者」数は137万4,378人で、17年の132万9,394人と比べて4万4,984人（3.4%）増加している。

ワンポイント解説

入国者

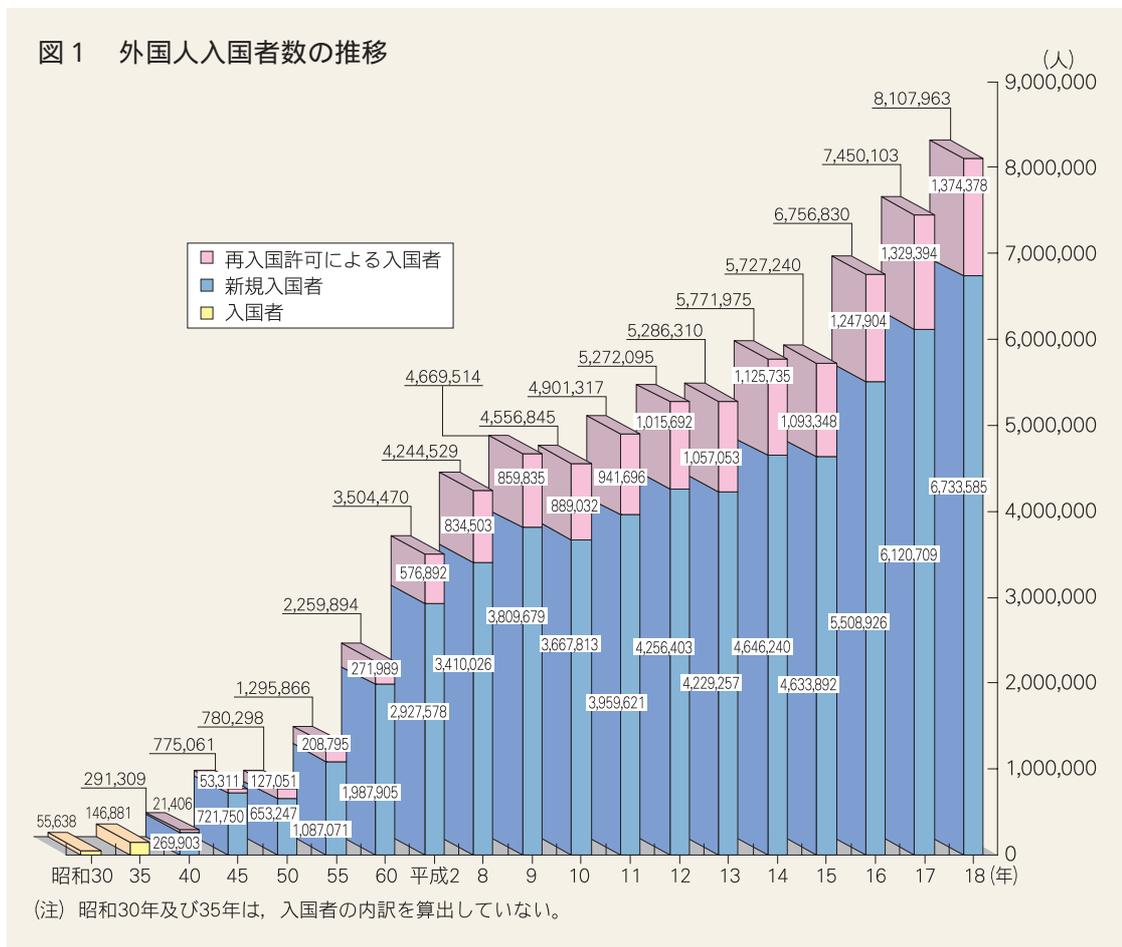
入国者には「新規入国者」と「再入国者」がある。

我が国に在留する外国人がその在留期間内に一時外国に出国した後、再度入国する際の手続を簡略化することを目的として再入国許可制度が設けられている。この再入国許可を受けて出国した外国人が再び我が国に入国する場合には、上陸申請に当たって在外公館が発給する査証を要求されず、再入国した後は従前に有していた在留資格・在留期間が継続しているものとして取り扱われる。このように、再入国の許可を受けていったん出国した後再び入国した外国人を「再入国者」といい、それ以外の入国者を「新規入国者」という。「新規入国者」数と「再入国者」数を総じたものが「入国者」数である。

本章では、在留資格の種別を問わない統計の場合にのみ、人の国際的な往来の全体的な数量の把握として「入国者」数を用い、在留資格の種別に言及する場合には、より実態に即した傾向を知るため「新規入国者」数を用いることとする。

なお、出入国管理及び難民認定法第13条の仮上陸の許可を受けた者及び第14条から第18条までの特例上陸により入国した者は、ここでいう「入国者」には当たらないものとして扱っている。ただし、同法第18条の2の「一時庇護のための上陸の許可」は特例上陸であるが、比較的長期にわたって滞在することが見込まれることから便宜上「入国者」に含めることとしている。

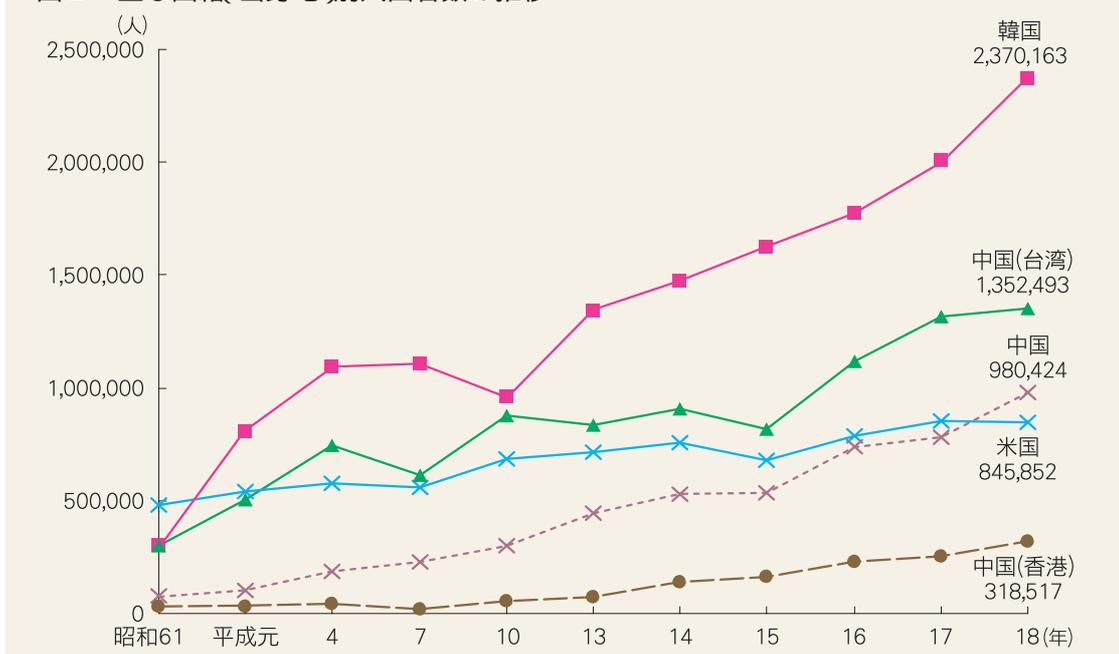
この増加の要因としては、政府を挙げて取り組んでいる外国人観光客の招致キャンペーンや、一昨年3月からの韓国人及び台湾居住者に対する査証免除措置、あるいは、中国人訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の全国拡大等が、それらの国・地域を中心としたアジアからの旅行者の伸びにつながったことがあると考えられる（図1）。



イ 国籍（出身地）別

平成18年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が237万163人と最も多く、入国者全体の29.2%を占めている。以下、中国（台湾）注）、中国（注）、米国、中国（香港）注）、英国の順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の58.0%と半数以上を占めており、また、上位5か国（地域）で全体の72.4%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除がなされたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国（台湾）も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあるが、特に近年は日本各地へのチャーター便を利用した旅行ブームや、台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除措置が実施されたことにより、多くの観光客が来日している（図2）。

図2 主な国籍(出身地)別入国者数の推移



個々の国籍(出身地)について平成17年と18年で入国者数を比較すると、大半の国・地域からの入国者は増加し、韓国が36万1,745人(18.0%)増、中国(台湾)が3万6,899人(2.8%)増、中国が19万9,500人(25.5%)増となっており、隣接国(地域)であるこれら3か国(地域)の入国者数の増加が顕著となっている。

アジア地域のほかでは、カナダが7,572人(4.9%)増、フランスが6,913人(6.0%)増、メキシコが1,759人(9.1%)増となっている。

(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国(台湾)」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券(SAR(Special Administrative Region)旅券)を所持する者(有効期間内の旧香港政府発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。)を「中国(香港)」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券(BNO(British National Overseas)旅券:香港居住者のみを対象とする英国旅券)を所持する者(有効期間内(1997年6月30日以前)に旧香港政府発給の英国(香港)旅券を所持し入国した者を含む。)を「英国(香港)」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

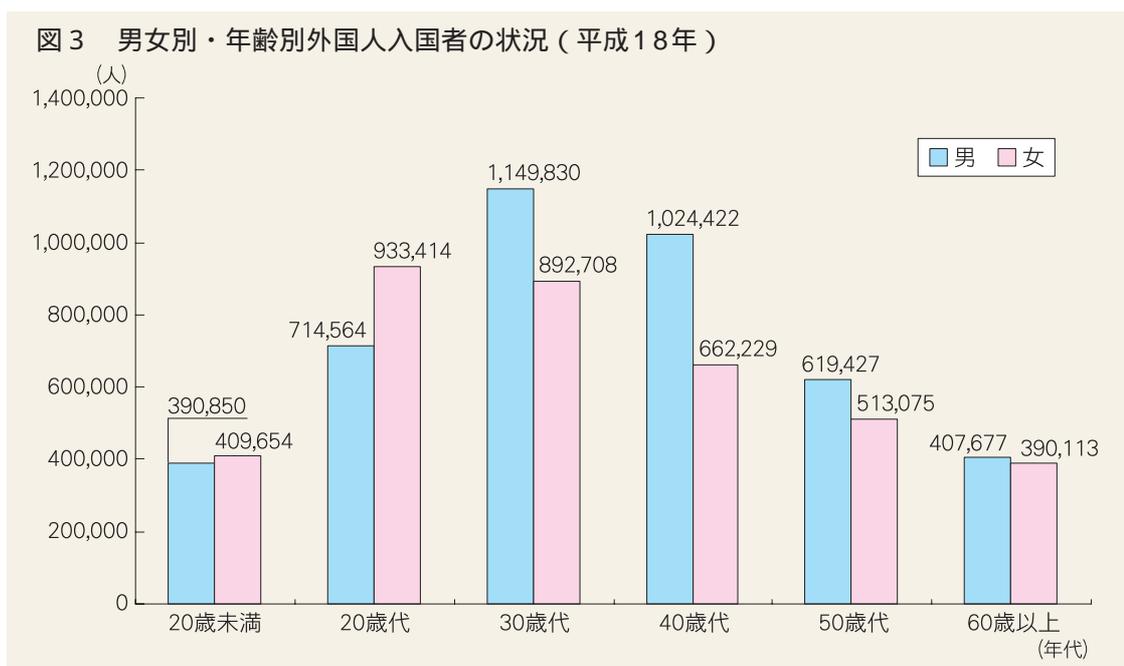
他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については「韓国・朝鮮」として一括集計している。

ウ 男女別・年齢別

平成18年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性430万6,770人、女性は380万1,193人であり、男女比率は、男性が全体の53.1%、女性が46.9%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、17年と比べ、男性が0.8ポイントの減少、女性が0.8ポイント増加となっている。

次に、平成18年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の25.2%となっている。更に年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である(図3)。



エ 入国目的（在留資格）別

我が国に入国する外国人について，入国目的別の増減傾向を探るには，在留資格別の新規入国者数の推移が手掛かりとなる（表1）。

表1 在留資格別新規入国者数の推移

（人）

在留資格	年	平成14	15	16	17	18
総数		4,646,240	4,633,892	5,508,926	6,120,709	6,733,585
外交		9,339	9,681	8,710	10,047	8,682
公用		14,060	13,552	12,633	17,577	13,136
教授		1,966	2,303	2,339	2,253	2,380
芸術		220	194	197	245	223
宗教		946	927	971	846	897
報道		351	241	150	248	92
投資・経営		566	598	675	604	777
法律・会計業務		1	4	-	2	3
医療		4	-	1	2	3
研究		782	647	577	607	555
教育		3,337	3,272	3,180	2,954	3,070
技術		2,759	2,643	3,506	4,718	7,715
人文知識・国際業務		6,151	6,886	6,641	6,366	7,614
企業内転勤		2,900	3,421	3,550	4,184	5,564
興行		123,322	133,103	134,879	99,342	48,249
技能		1,792	1,592	2,211	3,059	4,239
文化活動		3,084	3,108	4,191	3,725	3,670
短期滞在		4,302,429	4,259,974	5,136,943	5,748,380	6,407,833
留学		24,730	25,460	21,958	23,384	26,637
就学		25,948	27,362	15,027	18,090	19,135
研修		58,534	64,817	75,359	83,319	92,846
家族滞在		13,888	13,472	13,553	15,027	17,412
特定活動		4,890	5,876	6,478	16,958	7,446
日本人の配偶者等		20,857	23,398	23,083	24,026	26,087
永住者の配偶者等		473	581	807	990	1,319
定住者		22,905	30,780	31,307	33,756	28,001
一時庇護		6	-	-	-	-

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

(ア) 短期滞在者

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成18年の新規入国者数は、640万7,833人で、新規入国者全体の95.2%を占めており、17年と比べ65万9,453人（11.5%）の増加となっている。

平成18年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は421万2,608人で新規入国者全体の62.6%を占め、商用を目的とした外国人が142万6,930人（21.2%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が140万2,013人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の33.3%を占めている。

以下、中国（台湾）の115万513人（27.3%）、米国の32万2,061人（7.6%）、中国（香港）の28万8,430人（6.8%）の順となっている。韓国、中国（台湾）からの観光客で6割を超えており、今後もこれらの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図4、5）。

(イ) 就労を目的とする外国人

平成18年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は8万1,381人であり、17年と比べ4万4,049人（35.1%）減となっている。これは、前年に引続き「興行」の在留資格による新規入国者数が大幅に減少した結果である（図6）。

平成18年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は1.2%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資

図4 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

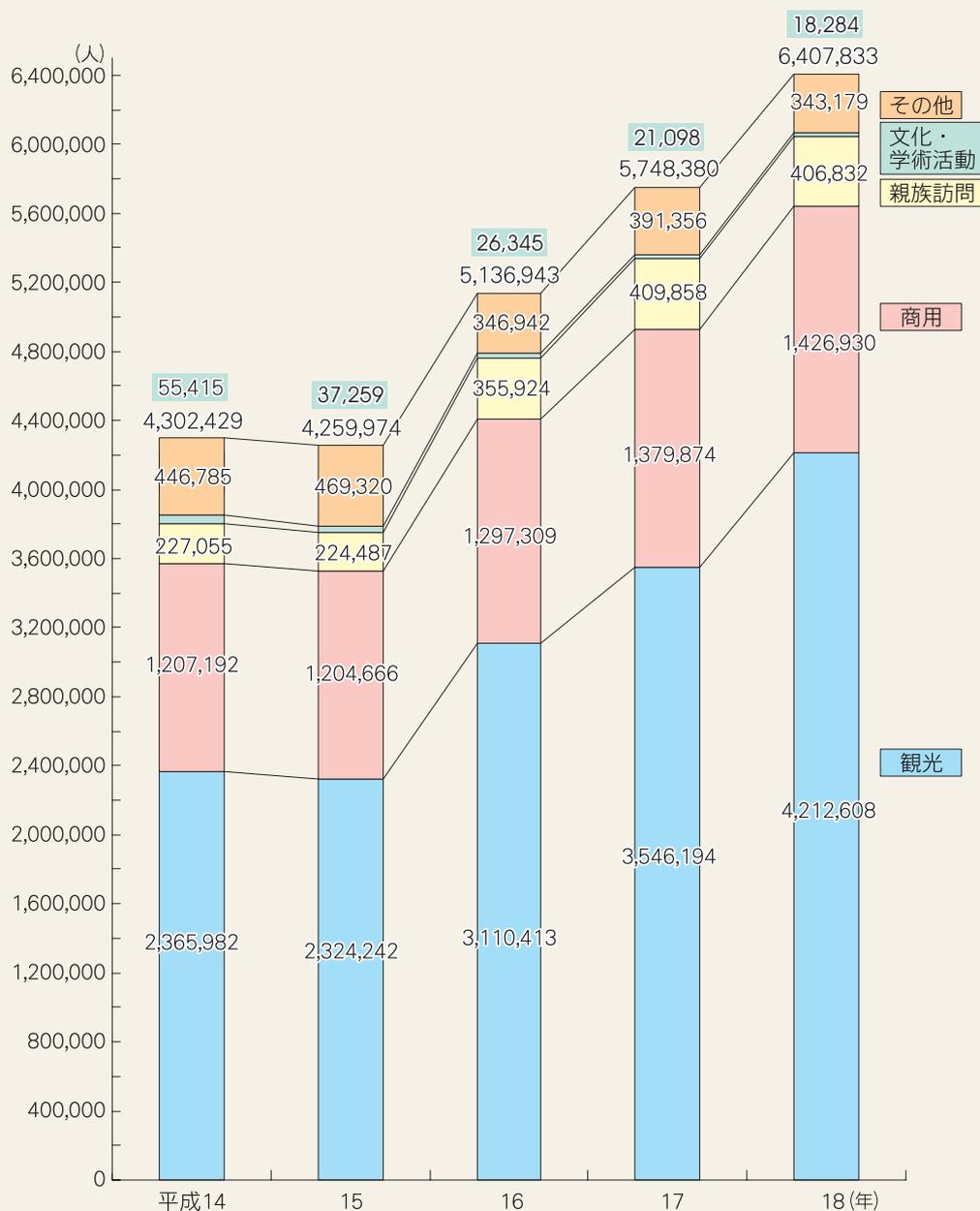


図5 観光を目的とした国籍(出身地)別新規入国者数(平成18年)

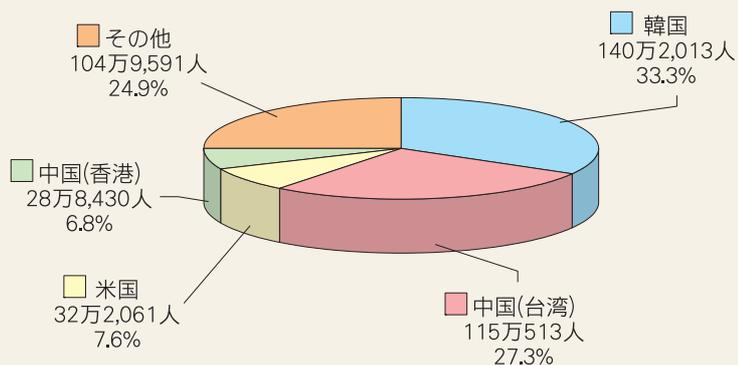
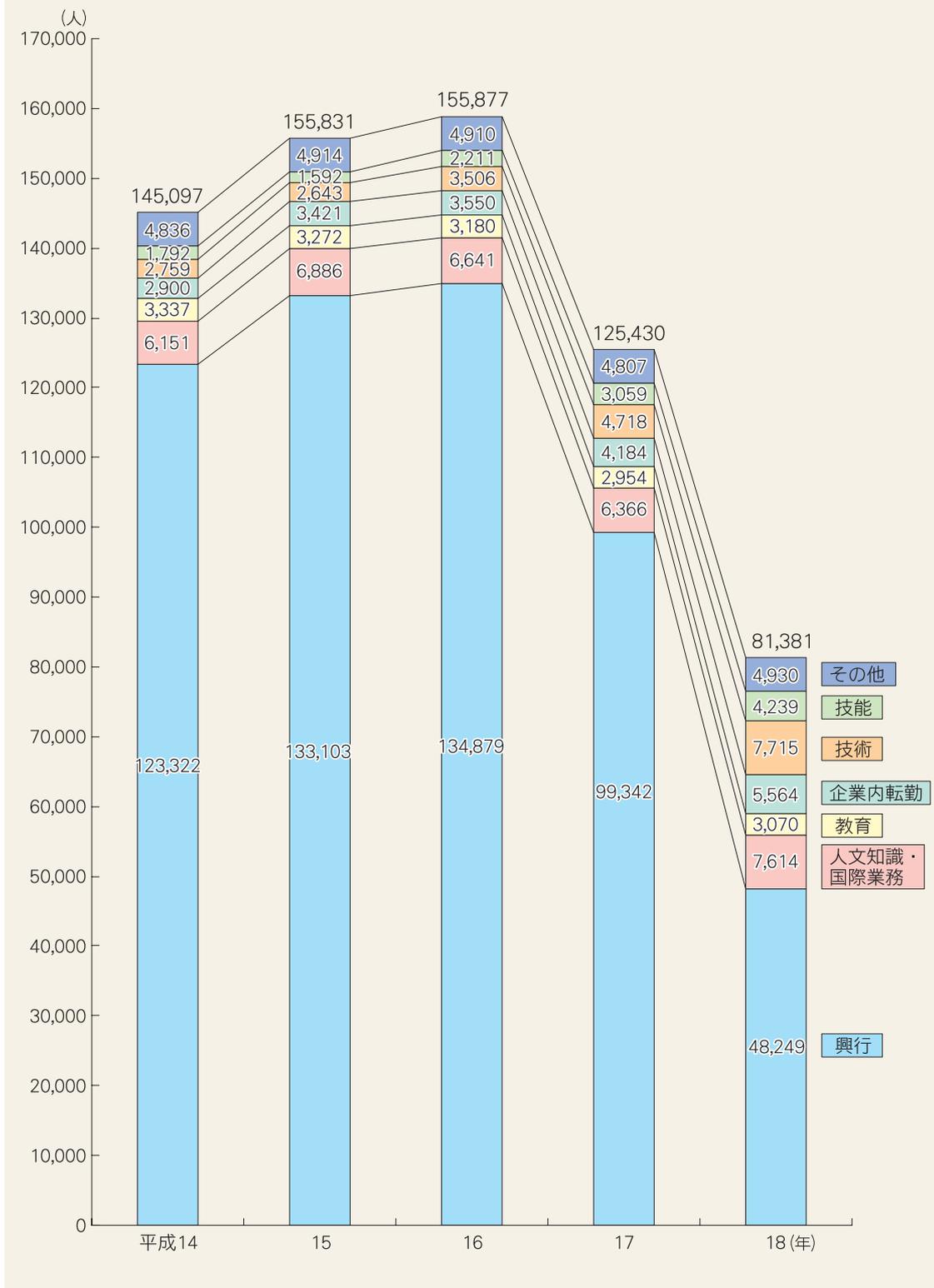


図6 就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする(表2)。

表2 国籍別ワーキング・ホリデーを目的とする新規入国者数及び日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数の推移

上段：人／下段：件

国籍	年	平成14	15	16	17	18
オーストラリア		1,044	1,956	1,944	1,154	883
日本		9,717	9,843	9,955	9,351	10,939
カナダ		770	1,107	1,155	725	555
日本		4,207	5,318	4,937	5,429	5,009
ニュージーランド		307	377	275	196	137
日本		4,081	4,032	3,789	3,093	2,784
韓国		749	1,835	2,105	1,697	2,365
日本		344	363	387	460	398
フランス		214	363	421	341	395
日本		400	375	525	550	600
ドイツ		99	183	243	199	211
日本		582	578	550	529	611
英国		232	446	466	297	227
日本		402	407	421	358	393

(注) 日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数：出所「(社)日本ワーキングホリデー協会」

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1)2-1, 3-1, 4-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成18年の新規入国者数は、「技術」の在留資格7,715人、「人文知識・国際業務」の在留資格7,614人、「企業内転勤」の在留資格5,564人の計2万893人となっており、17年と比べ、「技術」の在留資格は2,997人(63.5%)の増加、「人文知識・国際業務」の在留資格は1,248人(19.6%)の増加、「企業内転勤」の在留資格は1,380人(33.0%)の増加となり、これらの在留資格の合計では5,625人(36.8%)の大幅な増加となっている。

なお、後記第2節1(3)イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加しており、18年12月末現在で「技術」3万5,135人、「人文知識・国際業務」5万7,323人、「企業内転勤」1万4,014人の計10万6,472人となっており、17年と比べて1万175人(10.6%)増加し、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れが着実に進んでいる。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国、韓国、フィリピン、インドの順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の79.0%を占めている。13年以降コンピュータ関連技術の人材を豊富に有しているインドからの新規入国者数が一貫して増加していることが注目され、今後我が国のIT化の更なる進展の如何によってプログラム開発などの面で一層需要が高まることも考えられる。

一方、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数は、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で「人文知識・国際業務」の

シール式証印
(上陸許可)

在留資格による新規入国者全体の63.0%を占めており、語学に関連する分野への就業形態が依然として中心となっている。また「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、韓国、米国、インドの順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の57.5%を占めている。

b 「技能」(資料編2統計(1)6-1)

外国人の熟練した職人ともいべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降減少していたが、16年に増加に転じ、18年は17年と比べ1,180人(38.6%)増の4,239人となった。

なお、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成13年から一貫して増加しており、18年12月末現在で1万7,869人となっている。

「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることなどが新規入国者数が高い水準で推移しない要因になっていると考えられるが、外国人登録者数は一貫して増加しており、我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成18年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国、ネパール、インド、韓国の順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の80.1%を占めている。

c 「興行」(資料編2統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年に減少し、16年と比べ3万5,537人(26.3%)減の9万9,342人であった。続いて、18年も17年と比べ5万1,093人(51.4%)減の4万8,249人となった。しかし、依然として就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成18年の新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、フィリピン、米国、中国、ロシアの順となっており、最も多いフィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に8,608人と全体の17.8%を占め、従来から第一位の座を維持しているものの、17年に比べ、3万9,157人(82.0%)減少している。このように大幅に減少した理由としては、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直しにより、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたことなどが考えられる。

(ウ) 学ぶことを目的とする外国人

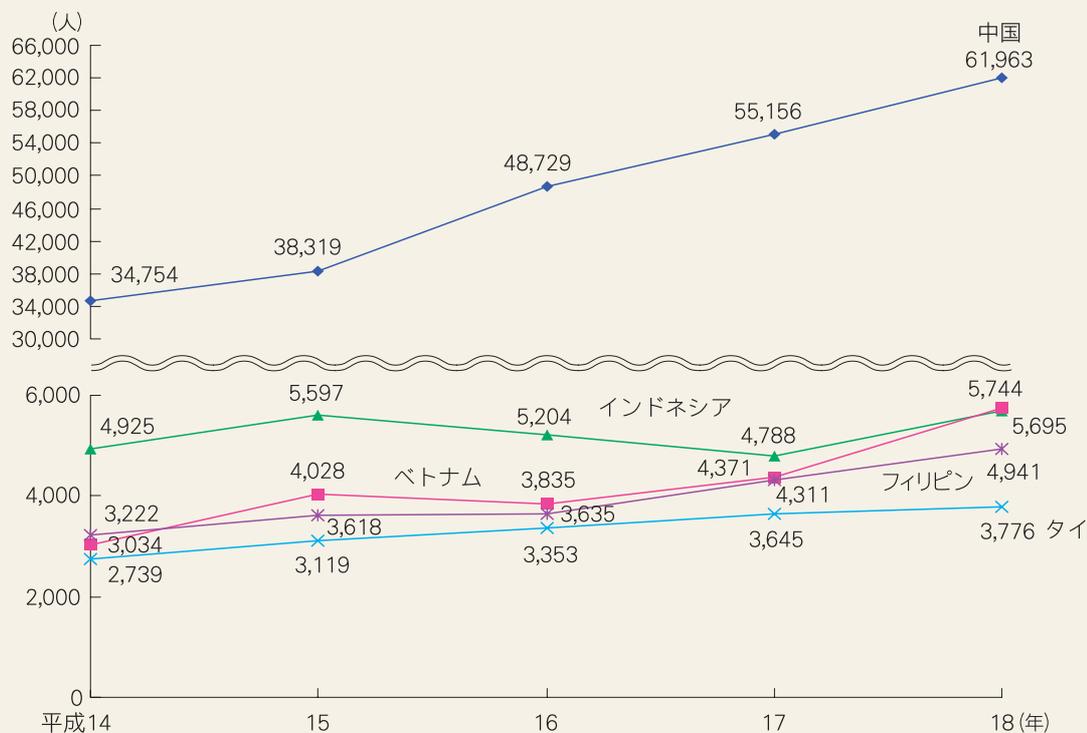
a 研修生(資料編2統計(1)9-1)

「研修」の在留資格による平成18年における新規入国者数は9万2,846人であり、17年と比べ9,527人(11.4%)増加して過去最高を記録した。

これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアは引き続き増加傾向にあり、平成18年には8万7,822人で全体の94.6%を占

めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,555人（1.7%）、ヨーロッパ1,148人（1.2%）となっている（図7）。

図7 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



「研修」の在留資格による平成18年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国が6万1,963人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の66.7%を占め、以下、ベトナム5,744人（6.2%）、インドネシア5,695人（6.1%）、フィリピン4,941人（5.3%）の順となっている。

b 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-1，8-1）

「留学」の在留資格による平成18年における新規入国者数は、17年と比べ3,253人（13.9%）増の2万6,637人、「就学」の在留資格による18年における新規入国者数は、17年と比べ1,045人（5.8%）増の1万9,135人となっており、それぞれ16年にいったん減少したものの、17年以降は再び増加した。16年に減少した要因として、不法残留者の増加や犯罪の多発に対応するため、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された留学生等が相当数に上ったこと等が考えられる。「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書（17年1月総務省）においては、留学生全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している旨指摘されており、引き続き適正な受入れに努めていく必要があると考えられる。

平成18年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」「就学」のいずれについてもアジア

アからの学生が大部分を占めている（留学生75.2%，就学生92.1%）

更に国籍（出身地）別に見ると，留学生については，中国が9,154人で全体の34.4%を占めており，これに韓国4,849人（18.2%）が続いている。平成17年と比べ中国は1,130人（14.1%），韓国は771人（18.9%）増加した。

また，就学生については，中国が9,543人で全体の49.9%を占めており，これに韓国が4,673人（24.4%）が続いている。平成17年と比べ中国は605人（6.8%）増，韓国は380人（8.9%）増と増加している（図8，9）

図8 「留学」の在留資格による主な国籍(出身地)別新規入国者数の推移

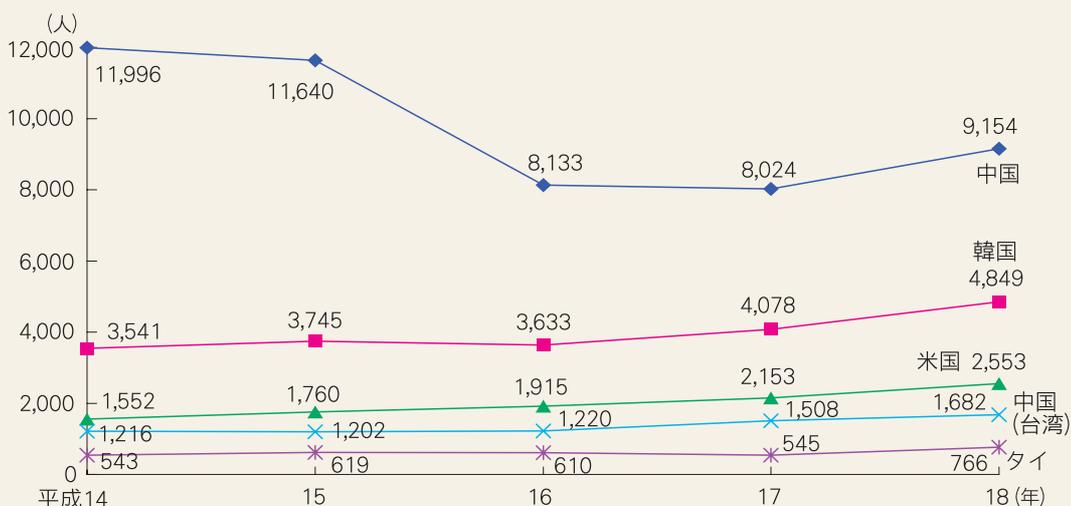
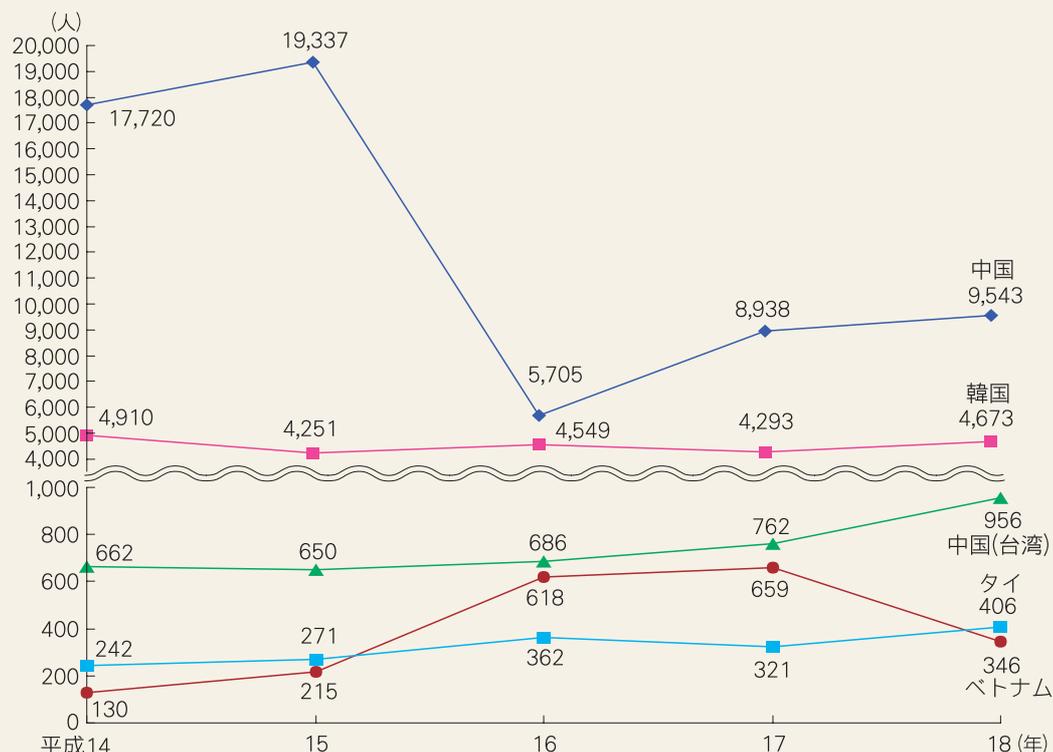


図9 「就学」の在留資格による主な国籍(出身地)別新規入国者数の推移



(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人(資料編2統計(1)11-1, 12-1)

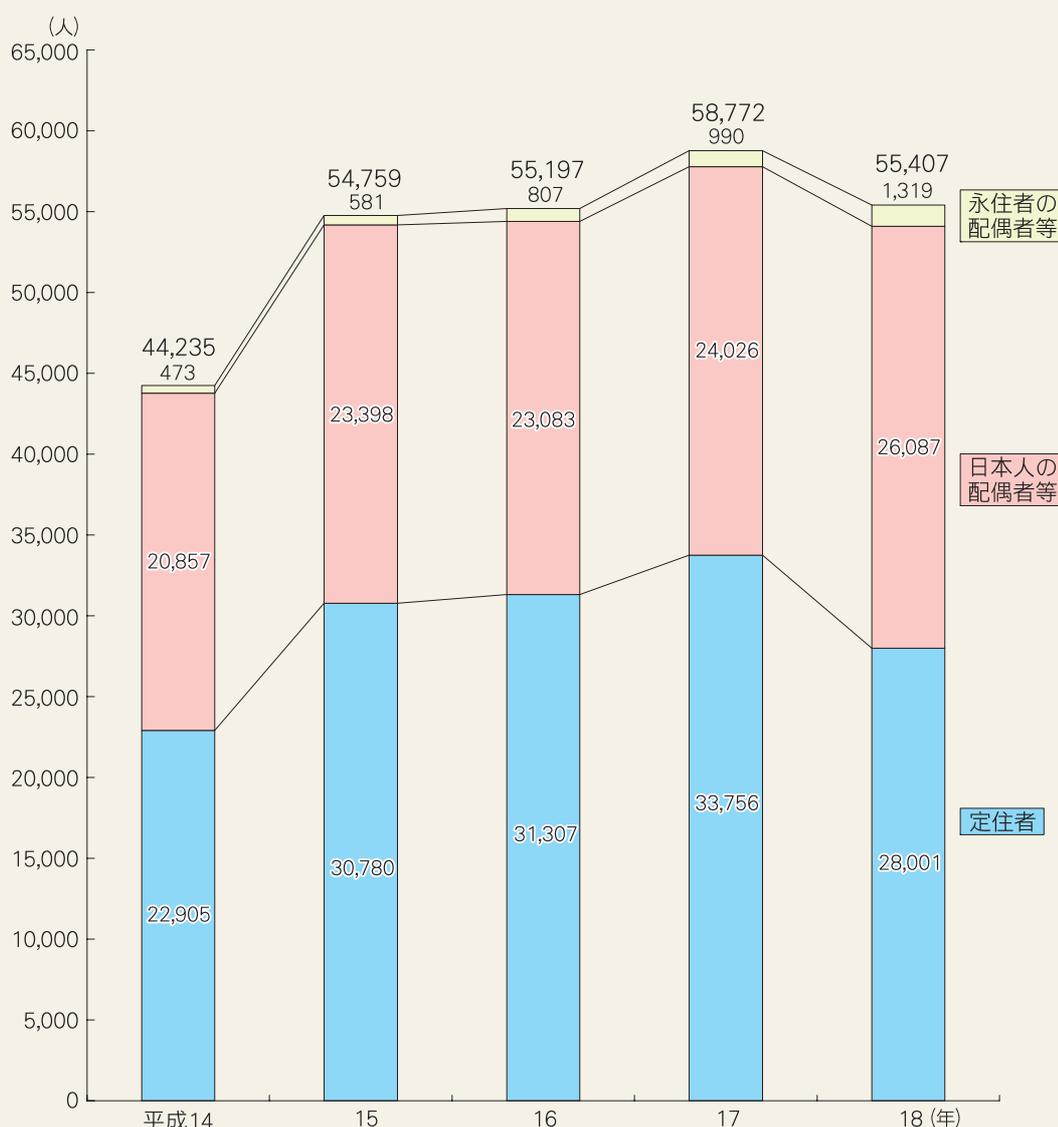
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を与えられることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成18年における新規入国者数は2万6,087人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,319人となっており、17年と比べ「日本人の配偶者等」は2,061人(8.6%)増加、「永住者の配偶者等」は329人(33.2%)増加している。

平成18年における「定住者」の新規入国者数は2万8,001人で17年と比べ5,755人(17.0%)減少しており、国籍(出身地)別に見ると、ブラジルが1万8,342人で全体の65.5%を占めており、これに台湾、香港を含む中国が3,501人(12.5%)、フィリピン3,410人(12.2%)、ペルー1,346人(4.8%)と続いている(図10)。

図10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸(一時庇護のための上陸の許可を除く。)

平成18年に特例上陸の許可(ワンポイント解説)を受けた者の数は209万2,527人であり,17年と比べ8,935人(0.4%)減少している。

このうち,平成18年における乗員上陸許可件数は204万436人であり,特例上陸許可件数全体の97.5%と大部分を占め,寄港地上陸許可件数が5万1,338人(2.5%)でこれに続いている(表3)。

以下では,特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成18年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は5万1,338人であり,17年と比べ2万3,376人(31.3%)の大幅な減少となっている。

これは,韓国人及び台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対し査証免除措置が実施されたことによるものと考えられる。

イ 通過上陸の許可

平成18年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は277人であり,17年と比べ,7人(2.6%)増加している。

ウ 乗員上陸の許可

平成18年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は204万436人であり,17年と比べ1万4,330人(0.7%)増加している。

エ 緊急上陸の許可

平成18年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は274人であり,17年と比べ17人(6.6%)増加している。

オ 遭難による上陸の許可

平成18年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は202人であり,17年と比べ87人(75.7%)増加している。

ワンポイント
解説

特例上陸許可

特例上陸許可には,寄港地上陸の許可(入管法第14条),通過上陸の許可(同法第15条),乗員上陸の許可(同法第16条),緊急上陸の許可(同法第17条),遭難上陸の許可(同法第18条)及び一時庇護のための上陸の許可(同法第18条の2)があるが,一時庇護のための上陸の許可は,船舶等に乗っている外国人が難民条約上の難民に該当する可能性があり,一時的に上陸させるのが相当であると思料されるときに与えられる許可であり,許可の性質及び外国人自身が上陸の申請をするという点で,他の特例上陸と異なっており(他の特例上陸においては,外国人が乗っている船舶の船長や飛行機の機長又はその船舶等(船舶又は航空機をいう。以下同じ。)を運航する運送業者が上陸申請を行う。),後記第3章第3節において述べる。



シール式証印
(寄港地上陸許可)

表3 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
総	数	2,040,789	1,977,389	2,080,354	2,101,462	2,092,527
寄	港 地 上 陸	136,954	142,330	133,397	74,714	51,338
通	過 上 陸	215	213	272	270	277
乗	員 上 陸	1,903,190	1,834,497	1,946,324	2,026,106	2,040,436
緊	急 上 陸	279	244	272	257	274
遭	難 上 陸	151	105	89	115	202

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者（ワンポイント解説）数」は、平成18年では658万241人となっており、過去最高であった17年と比べ60万540人（10.0%）増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は593万9,544人で、全体の90.3%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると640万3,532人で、全体の97.3%に及んでいる（表4）。

ワンポイント
解説

単純出国

我が国に在留する外国人が入管法第26条による再入国の許可を受けることなく、我が国から出国することを単純出国という。

単純出国する外国人は、EDカードを提出して出国確認の申請をし、外国人登録証明書を入国審査官に返納しなければならない。

なお、外国人が再入国の許可を受けずに出国すると、その結果として、現に有している在留資格・在留期間又は特別永住者の地位は、たとえ在留期間が残っていても消滅することとなり、再度入国し在留しようとする場合には、必要に応じて新たな査証を取得し、空・海港において新規入国者として上陸申請する必要がある。

表4 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成14	15	16	17	18
総	数	4,514,936	4,483,516	5,374,288	5,979,701	6,580,241
15	日 以 内	3,962,175	3,907,990	4,730,627	5,290,493	5,939,544
15日を超えて1月以内		183,428	177,027	199,895	219,443	228,664
1月を超えて3月以内		176,069	193,159	219,302	240,062	235,324
3月を超えて6月以内		47,141	50,329	55,058	60,296	45,536
6月を超えて1年以内		96,492	99,413	108,221	104,875	60,486
1年を超えて3年以内		35,598	40,220	43,539	46,470	50,814
3年を超える		13,717	15,019	17,312	17,801	17,519
不	詳	316	359	334	261	2,354

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という(注1)。入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため特別審理官に引き渡されることとなる(入管法第9条第4項)。

平成18年の上陸口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)は、1万8,258件であり、過去5年間で最も多かった。

次に、平成18年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、上陸口頭審理に付される外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請(入管法第7条第1項第2号不適合)が疑われる者で、新規受理件数の78.4%を占め、次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない(同法第7条第1項第1号不適合)疑いがある者が、新規受理件数の総数の12.4%を占め、さらに、上陸拒否事由(同法第7条第1項第4号不適合)に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者が9.2%となっている(表5)。

表5 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移 (件)

上陸条件	年	平成14	15	16	17	18
総数		17,973	17,943	16,214	16,665	18,258
偽変造旅券・査証行使事案等(7条1項1号不適合)		3,134	2,959	2,422	2,102	2,267
虚偽申請等(7条1項2号不適合)		14,280	14,531	13,177	13,242	14,313
申請に係る在留期間不適合(7条1項3号不適合)		3	2	0	8	2
上陸拒否事由該当者(7条1項4号不適合)		556	451	615	1,313	1,676

平成18年の上陸口頭審理の処理状況(注2)を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は17年と比べて5.3%増加し、また、18年に上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は過去5年間で最も多かった。

一方、平成18年に上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た件数も、退去を命じられた件数と同様に、過去5年間で最も多くなっている(表6)。

表6 上陸口頭審理の処理状況の推移 (件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
総数		18,000	17,942	16,214	16,660	18,240
上陸許可		9,147	9,079	5,309	5,843	6,155
退去命令		5,975	5,690	8,174	8,126	9,126
異議の申出		1,052	1,237	1,231	1,400	1,706
上陸申請取下げ		190	231	293	296	308
その他		1,636	1,705	1,207	995	945

(注)「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国、逃亡、死亡等したため事件が終了・中止となった数である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

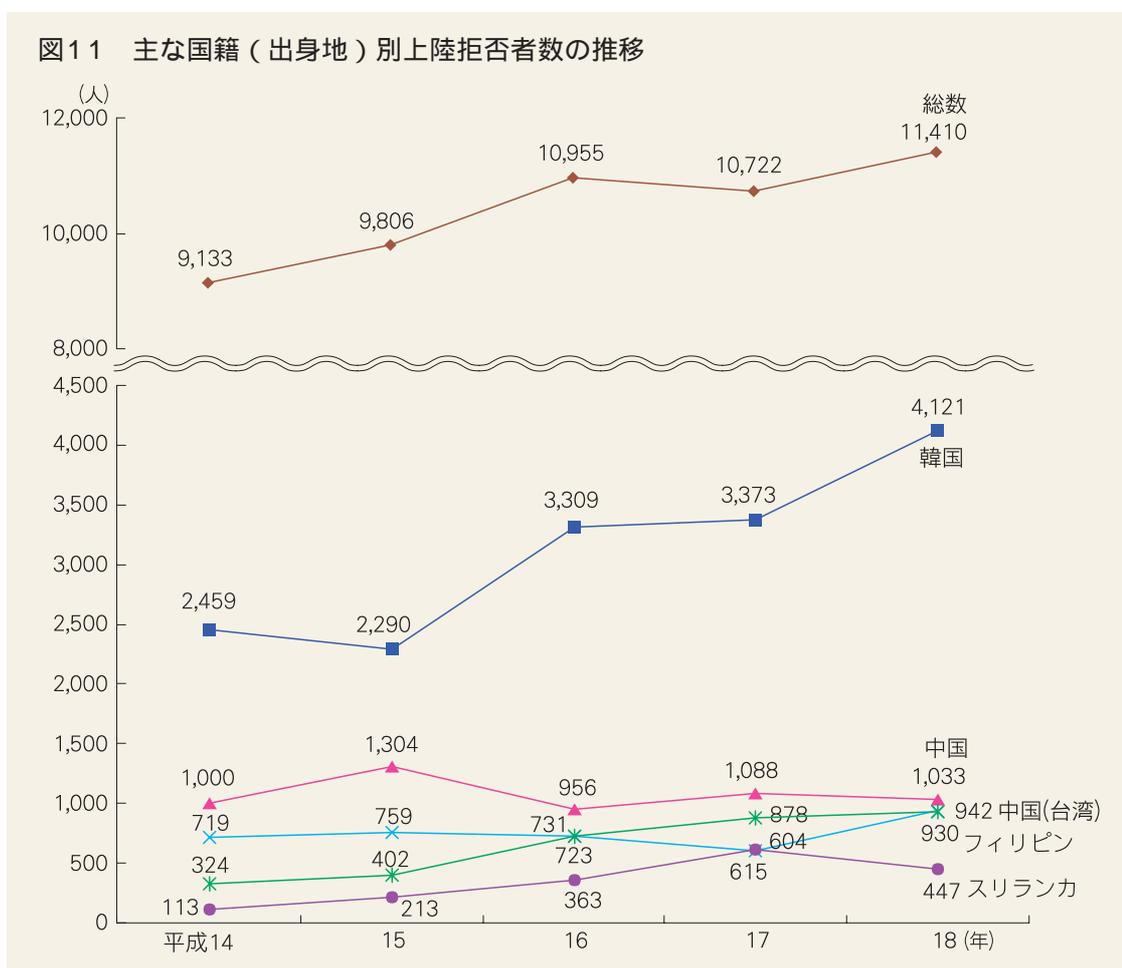
(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数(表5)の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移(表6)の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

当局では、新たな不法滞在者の発生に歯止めをかけるべく、問題のある外国人の水際の阻止に努めているところ、平成18年における被上陸拒否者数は、過去5年間で最も多い1万1,410件であった。

次に、被上陸拒否者数を国籍(出身地)別で見ると、一貫して韓国が最も多いところ、平成14年及び15年とその数は減少していたものの、16年以後は増加に転じ、18年は過去5年間で最も多くなった。その他について見ると、18年においては、中国、スリランカ、インドネシア及びベトナムが17年に比べて減少した一方で、中国(台湾)、フィリピン、トルコ、ロシア及び中国(香港)が増加した(図11)。



(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が上陸を特別に許可した件数は、平成18年が1,379件であり、17年と比べて19.2%増加した（表7）。

表7 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 (件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
異議申出(注)		1,086	1,239	1,232	1,400	1,707
裁決結果	理由あり	8	1	1	6	23
	理由なし(退去)	109	133	197	209	288
	上陸特別許可	963	1,104	1,021	1,157	1,379
取下げ	4	-	13	27	11	
未済	2	1	-	1	6	

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議という。

平成14年から18年までの査証事前協議の処理件数を見ると、偽装婚事案の多発により協議が急増した14年の8,255件以降は、15年、16年と5,000件台で推移し、17年は3,000件台に減少したものの、18年は4,716件と、17年と比べて1,026件（27.8%）の増加に転じている。

我が国の国内側からチェックする査証協議を活用することは有用であり、今後も協議が増加が見込まれる。

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けられるというものである。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成18年は35万9,910件で、17年と比べ8,668件（2.4%）の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めており、平成2年から実施されている在留資格認定証明書制度が定着していることがわかる（表8）。

表8 入国事前審査処理件数の推移 (件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
査証事前協議		8,255	5,320	5,637	3,690	4,716
在留資格認定証明書交付申請		332,984	361,636	386,129	368,578	359,910



在留資格認定証明書

第2節 外国人の在留の状況

1 外国人登録者数

我が国における外国人（ワンポイント解説）の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国し

法による外国人の定義の違い

ワンポイント解説

入管法は、外国人とは「日本の国籍を有しない者（同法第2条2号）と定義しているが、外登法は「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と定義している。

てしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成18年末現在2.7%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況としては、言わば、我が国において勉学、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定（ワンポイント解説）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

ワンポイント解説

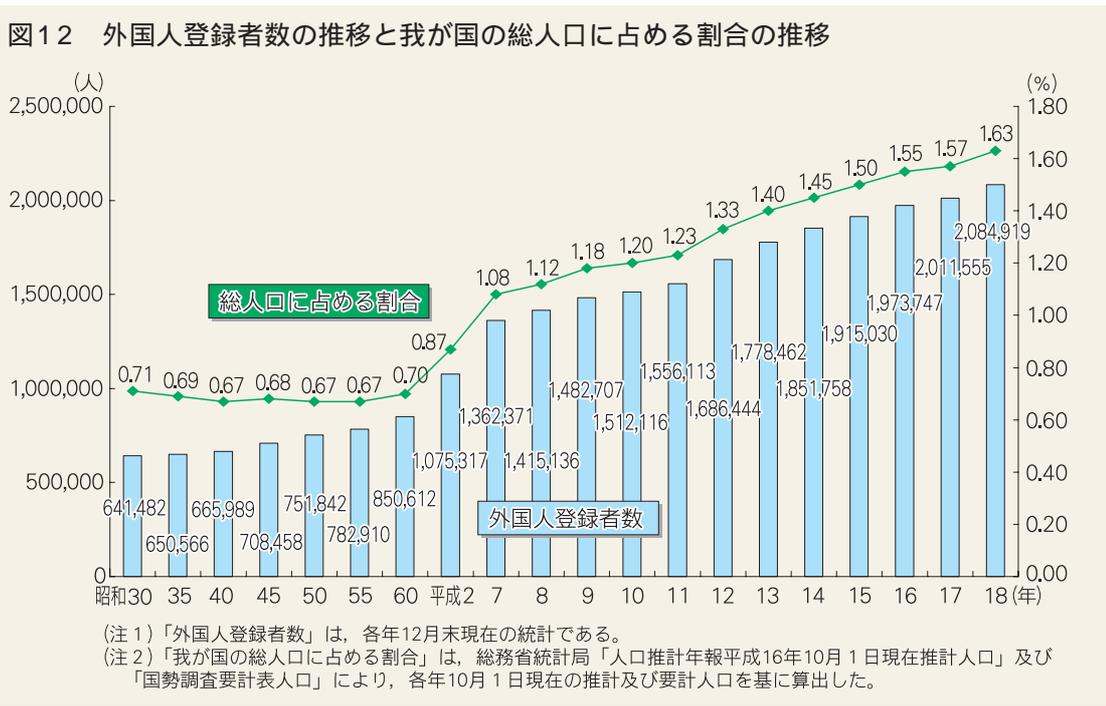
日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の略称である。この協定は、我が国における合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族の法的地位等について規定しており、我が国への入国手続や外国人登録等に関する特則などが定められている（同協定第9条）。

（1）総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成18年末現在の外国人登録者数は、208万4,919人で過去最高を記録し、17年末と比べ7万3,364人（3.6%）、8年末と比べ66万9,783人（47.3%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成18年末現在におけるその割合は、我が国の総人口1億2,777万人（総務省統計局「平成18年10月1日現在推計人口」による）の1.63%に当たり、17年末の1.57%と比べ0.06%高くなっており、過去最高を示している（図12）。



(2) 国籍(出身地)別

平成18年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が59万8,219人で全体の28.7%を占め、以下、中国56万741人(26.9%)、ブラジル31万2,979人(15.0%)、フィリピン19万3,488人(9.3%)、ペルー5万8,721人(2.8%)と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、ブラジル、ペルーは引き続き増加しており、特に中国は、平成14年の42万4,282人と比べ13万6,459人(32.2%)の大幅な増加となっている。フィリピンは17年末に減少したものの、18年末は17年末と比べ6,227人(3.3%)の増加となった。(図13)

なお、外国人登録者数の国籍(出身地)別順位は、平成14年末から18年末までの間上位5か国の順位に変化はない。



(3) 目的(在留資格)別

ア 永住者・特別永住者(資料編2統計(1)10)

平成18年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、いわゆる在日韓国・朝鮮人を中心とする「特別永住者」(ワンポイント解説)で、17年末と比べ8,865人(2.0%)減の44万3,044人であり、全体の21.2%を占めている(表9)

これについて平成14年末から18年末までの推移を見ると「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少し

ていることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もいわゆる在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

他方、平成18年末現在の「永住者」の外国人登録者数は、17年末と比べ4万4,673人（12.8%）増の39万4,477人で、全外国人登録者数に占める割合は18.9%となっている。これについて14年末から18年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、18年末には、14

永住者と特別永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であり、入管法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けなければならない。

これに対し、「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位であり（入管特例法第2条）、「永住者」の在留資格には含まれない。入管法上は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする（第2条の2第1項）」の他の法律に特別の規定がある場合」に該当する。

表9 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成14	15	16	17	18
総数		1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919
教授		7,751	8,037	8,153	8,406	8,525
芸術		397	386	401	448	462
宗教		4,858	4,732	4,699	4,588	4,654
報道		351	294	292	280	273
投資・経営		5,956	6,135	6,396	6,743	7,342
法律・会計業務		111	122	125	126	141
医療		114	110	117	146	138
研究		3,369	2,770	2,548	2,494	2,332
教育		9,715	9,390	9,393	9,449	9,511
技術		20,717	20,807	23,210	29,044	35,135
人文知識・国際業務		44,496	44,943	47,682	55,276	57,323
企業内転勤		10,923	10,605	10,993	11,977	14,014
興行		58,359	64,642	64,742	36,376	21,062
技能		12,522	12,583	13,373	15,112	17,869
文化活動		2,812	2,615	3,093	2,949	3,025
短期滞在		72,399	74,301	72,446	68,747	56,449
留学		110,415	125,597	129,873	129,568	131,789
就学		47,198	50,473	43,208	28,147	36,721
研修		39,067	44,464	54,317	54,107	70,519
家族滞在		83,075	81,535	81,919	86,055	91,344
特定活動		47,706	55,048	63,310	87,324	97,476
永住者		223,875	267,011	312,964	349,804	394,477
日本人の配偶者等		271,719	262,778	257,292	259,656	260,955
永住者の配偶者等		7,576	8,519	9,417	11,066	12,897
定住者		243,451	245,147	250,734	265,639	268,836
特別永住者		489,900	475,952	465,619	451,909	443,044
未取得者		15,379	16,628	18,236	15,353	17,415
一時庇護		32	30	31	30	30
その他		17,515	19,376	19,164	20,736	21,161

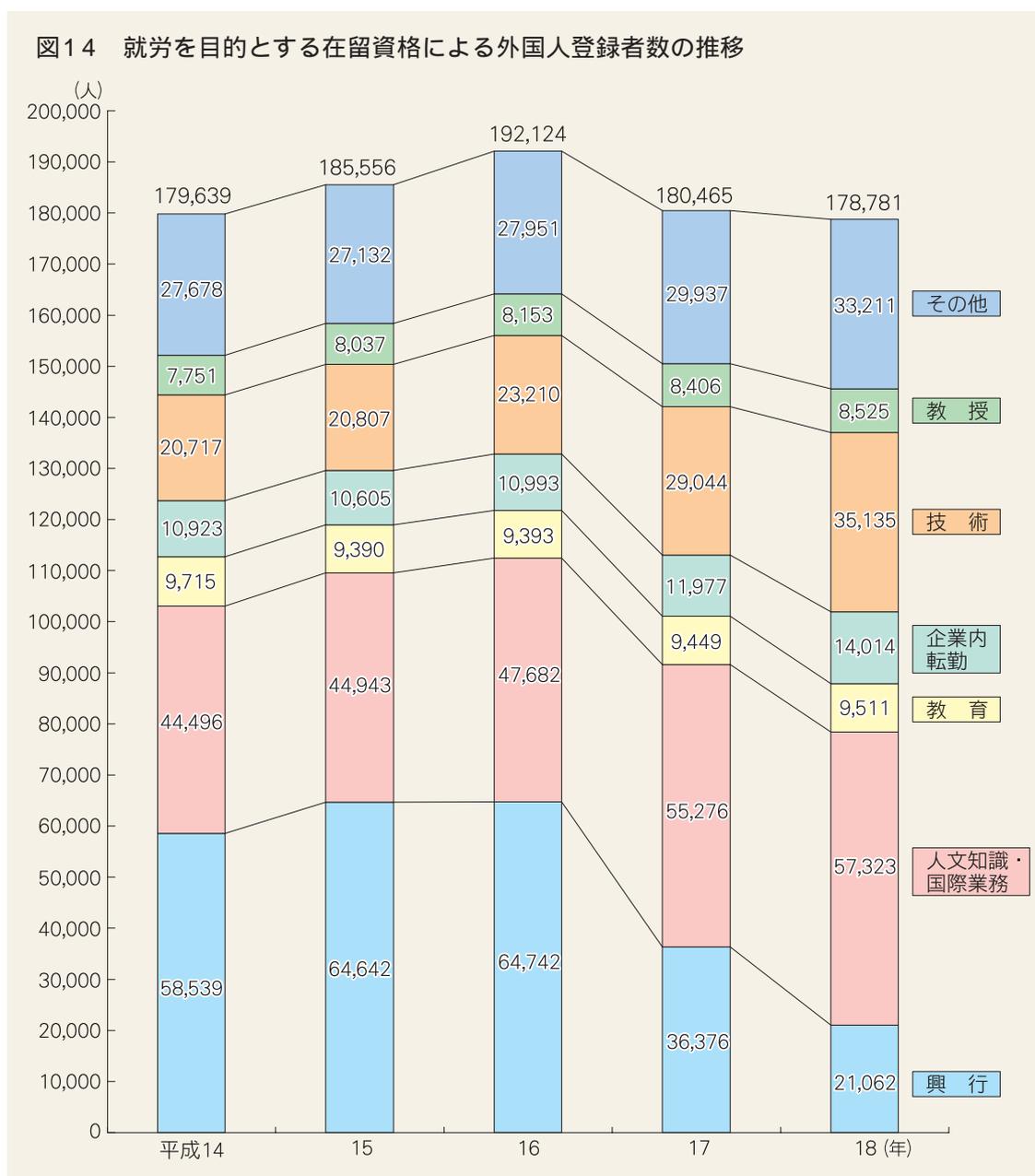
(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という(以下同じ。)

年末の22万3,875人と比べ17万602人（76.2%）増加している。

また「永住者」を国籍別で見ると、平成18年末では、中国が11万7,329人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。また、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、18年末は14年末と比べそれぞれ約1.7倍、2.5倍、1.8倍、1.8倍となっている。

イ 就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2～6-2）

平成18年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は17年末と比べ1,684人（0.9%）減の17万8,781人で、全体の8.6%であった。これについて14年末から18年末までの推移を見ると、登録者数は16年末まで増加傾向にあったが「興行」の減少の影響を受け、17、18年末は減少した（図14）。



また、個々の在留資格別で見ると、「報道」及び「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、「研究」については、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置（第2部第3章第3節2参照）に該当する場合には、「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが減少要因の一つとなっている。また、14年末から一貫して増加しているのは、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっている。「興行」の在留資格は、18年末は17年末と比べ1万5,314人（42.1%）減と大幅な減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものと考えられる。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成18年末現在「技術」3万5,135人、「人文知識・国際業務」5万7,323人、「企業内転勤」1万4,014人であり、14年末と比べ、それぞれ1万4,418人（69.6%）、1万2,827人（28.8%）、3,091人（28.3%）の増加を示している。

平成18年末現在において「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ19.7%、32.1%、7.8%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の約6割を占めている。

ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-2，8-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、18年末現在における留学生の外国人登録者数は、17年末と比べて2,221人（1.7%）微増して13万1,789人となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が8万8,074人で全体の66.8%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万7,097人（13.0%）で続いている。

また、総数について平成14年末から18年末までの推移を見ると、18年末現在では14年末の1.2倍になっている。

一方、近年増加が続いていた就学生の外国人登録者数は、平成16年末に減少に転じたが、18年末現在における就学生の外国人登録者数は3万6,721人で、17年末と比べ8,574人（30.5%）の増加となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が2万1,681人で全体の59.0%を占め、これに韓国・朝鮮が8,254人（22.5%）で続いている。

増加していた就学生が平成16年に減少に転じた要因としては、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された者が相当数に上ったこと等が要因と考えられ、比較的在留期間の短い就学生の外国人登録者数について、その結果が顕著に出たものと考えられる。

エ 研修生（資料編2統計（1）9-2）

平成18年末現在における研修の外国人登録者数は、7万519人で、17年と比べ1万6,412人（30.3%）増加し、過去最高を記録した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が5万2,901人で全体の75.0%を占めており、次いでベトナムが5,148人（7.3%）、インドネシアが4,407人（6.2%）の順となっている。

さらに、平成14年末から18年末までの推移を見ると、14年末以降増加傾向にあり、16年末に初めて5万人を突破し、18年末現在では14年末の1.8倍になっている。国籍（出身地）別では、中国、ベトナムがともに2倍となっている。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）11-2，12-2）

平成18年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は26万955人となっている。これを14年末から18年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は14年末以降減少傾向にあったが、17年以降再び増加に転じ、18年末現在は17年末と比べ1,299人（0.5%）微増した。国籍別で見ると、18年末現在では、ブラジルが7万4,001人で全体の28.4%を占めており、次いで中国が5万5,860人（21.4%）、フィリピンが4万9,195人（18.9%）の順となっている。

平成18年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は26万8,836人で外国人登録者全体の12.9%を占めている。14年末から18年末まで一貫して増加し、18年末現在では17年末と比べ3,197人（1.2%）の微増となった。

国籍（出身地）別に見ると、18年末には、ブラジルが15万3,141人（57.0%）を占めており、これに中国3万3,305人（12.4%）、フィリピン2万9,907人（11.1%）が続いている。また、14年末から18年末までの推移を見ると、フィリピンは一貫して増加し、18年末現在では14年末の1.6倍となっている。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許可の判断を行うのが在留審査である。

平成18年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は17年と比べて12万9,670件



在留審査風景

(10.8%)増加して、132万7,297件となった。14年から18年までの推移を見ると、全体として増加傾向にあり、この傾向は、我が国への新規入国者の増加と比例して、今後も継続するものと考えられる(表10)。

表10 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
総数		1,001,051	1,138,753	1,189,261	1,197,627	1,327,185
資格外活動		83,340	98,006	106,406	100,176	107,158
在留資格変更		78,402	89,593	100,377	115,287	123,381
在留期間更新		354,169	415,021	410,091	418,696	466,304
永住		42,085	46,171	48,263	39,256	51,538
特別永住		138	106	126	116	112
在留資格取得		6,815	6,530	6,921	7,215	8,013
再入国		436,102	483,326	517,077	516,881	570,679

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

(1) 在留期間更新の許可(入管法第21条)

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成18年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は46万6,304人であり、17年と比べて4万7,608件(11.4%)の増加となっている。

平成14年から18年までの推移を見ると、11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、付与する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、以後多くの外国人に対して付与する在留期間が伸長され、その結果14年の申請が減少し、伸長された在留期間を許可された外国人の在留期間が満了する時期が15年に重なったため、同年には在留期間更新の許可が急増したが、16年以降は、その影響も沈静化したものと考えられる。18年は17年に比べて大幅な増加となっているところ、この傾向は、我が国に在留する外国人の数増加と比例して、今後も増加が見込まれる(表10)。



シール式証印
(在留期間更新許可)

(2) 在留資格変更の許可(同法第20条)

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成18年に在留資格変更許可を受けた外国人は12万3,381人で、14年から一貫して増加しており、17年と比べて8,094人(7.0%)の増加となっている(表10)。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成18年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は8,272人で、14年以降一貫して増加傾向にあり、17年と比べて2,394人（40.7%）、14年と比べて5,063人（157.8%）と大幅な増加となっており、統計を取り始めた昭和63年以降では最高となっている。

国籍（出身地）別では、中国が6,000人と全体の72.5%を占め、次いで韓国が944人（11.4%）、中国（台湾）が200人（2.4%）の順となっている（表11）。また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人



シール式証印
（在留資格変更許可）

表11 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移（件）

国籍（出身地）	年	平成14	15	16	17	18
総数		3,209	3,778	5,264	5,878	8,272
中国		1,933	2,258	3,445	4,186	6,000
韓国		581	721	811	747	944
中国（台湾）		127	139	179	168	200
バングラデシュ		30	66	84	57	119
マレーシア		43	31	59	69	118
ベトナム		27	31	53	64	92
タイ		42	53	60	60	67
スリランカ		21	31	25	34	55
インドネシア		47	40	59	52	53
米国		33	34	40	41	52
その他		335	378	490	400	572

表12 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移（件）

在留資格	年	平成14	15	16	17	18
総数		3,209	3,778	5,264	5,878	8,272
人文知識・国際業務		1,949	2,378	3,417	4,159	5,938
技術		727	849	1,233	1,200	1,720
教授		346	371	388	335	401
研究		97	90	114	92	104
投資・経営		39	38	53	28	36
教育		13	10	23	18	20
医療		16	14	10	10	14
宗教		-	6	12	12	13
芸術		8	6	5	4	6
技能		11	5	5	8	5
興行		-	-	-	1	3
その他		3	11	4	11	12

が、5,938人（71.8%）で最も多く、平成17年と比べて人1,779人（42.8%）、14年と比べて3,989人（204.7%）それぞれ増加し、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国特有の感性等をいかした業務に従事する外国人が増えている。また、18年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は1,720人（20.8%）となっており、これら2つの在留資格で全体の92.6%を占めている（表12）。

イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度であり、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、平成18年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等51職種及び国家試験ではないが（財）国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等11職種の合計62職種となっている。

制度発足当初は、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大等により、その数は、平成15年には2万人を超え、18年においては4万1,000人に達している。14年から18年までの推移を見ると、年々着実に増加し、18年は17年と比べて8,606人（26.6%）、14年と比べて2万1,775人（113.3%）の増加となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから18年末までの技能実習への移行者数の累計は20万6,815人となり、本制度が定着してきていることがうかがえる。

平成18年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍（出身地）別内訳を見ると、中国3万4,817人、ベトナム2,221人、インドネシア1,924人、フィリピン1,482人、タイ342人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形が多くなっている（表13、14）。

表13 国籍別技能実習への移行者数の推移

（人）

国籍	年	平成14	15	16	17	18
総	数	19,225	20,822	26,488	32,394	41,000
中	国	14,388	16,620	20,922	26,606	34,817
ベ	ト	1,694	1,343	2,070	1,791	2,221
イ	ン	2,359	2,060	2,474	2,340	1,924
フ	ィ	518	653	819	1,219	1,482
タ	イ	150	110	112	277	342
そ	の	116	36	91	161	214
他						

表14 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成14	15	16	17	18
総	数	19,225	20,822	26,488	32,394	41,000
婦	人	7,767	8,076	9,194	9,751	10,750
型	子	412	437	373	420	526
紳	供	760	514	527	679	741
溶	服	724	1,148	1,254	1,960	2,817
鉄	製	289	248	376	376	409
機	造	690	622	873	1,276	1,918
金	接	418	499	942	1,194	1,768
配	管	42	45	27	53	88
塗	装	285	393	562	713	1,070
家	具	177	111	147	239	260
鑄	製	430	386	561	695	811
と	造	224	225	240	361	610
と	び	224	225	240	361	610
プ	ラ	789	907	1,691	2,072	2,686
建	ス	116	80	118	179	350
建	チ	33	32	49	46	77
そ	ク	6,069	7,099	9,554	12,380	16,119
の	成					
他	形					
	大					
	工					
	施					
	工					
	そ					
	の					
	他					

(3) 在留資格取得の許可(同法第22条の2)

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成14年から15年は減少したが、16年に増加に転じ、18年に在留資格取得の許可を受けた外国人は8,013人で、17年と比べて798人(11.1%)の増加となった(表10)。



シール式証印
(在留資格取得許可)

(4) 再入国の許可(同法第26条)

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成18年に再入国許可を受けた外国人は57万679人であり、17年と比べて5万3,798人(10.4%)の増加となっている。14年から18年までの推移を見ると、16年から17年は若干減少しているものの、増加傾向にあり、18年は14年と比べて13万4,577人(30.9%)の増加となっている。

このような現象の要因としては、平成12年2月18日に施行され



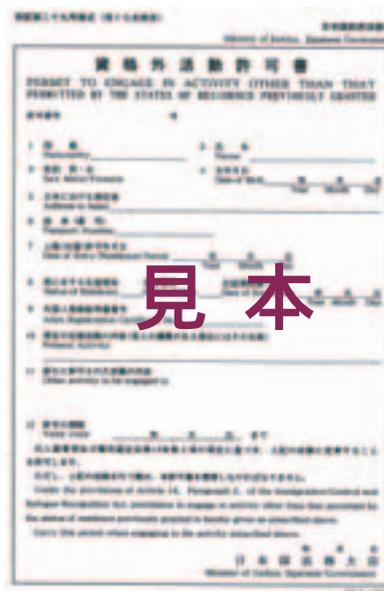
シール式証印
(再入国許可)

た改正入管法により、再入国許可の有効期間が1年から最長3年に延長されたことによるものであると考えられるほか、我が国に長期に在留する外国人の増加に伴い、再入国許可を受けようとする外国人が増加傾向にあることによるものと考えられる（表10）。

（5）資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成18年に資格外活動許可を受けた外国人は10万7,158人で、17年と比べて6,982人（7.0%）増加となり、14年と比べて2万3,818人（28.6%）の増加となっている（表10）。



資格外活動許可書

（6）永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを明確化した。この見直し以前は、法定要件に加え、原則として20年の在日歴があることを必要とする運用がなされていたが、もともと、在日歴は、法定要件である「日本国の利益に合する」ことを判断する際の要素の一つであることから、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可の要件を明確化するため、平成17年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献」に関するガイドラインについても一部改定した。



シール式証印
（永住許可）

平成14年に永住許可を受けた外国人は4万2,085人であったところ、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可の取扱いの見直し等により、15年4万6,171人、16年4万8,263人と増加し、17年は減少したものの、18年は再び増加に転じ、過去最高の5万1,538人となっている（表15）。

表15 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

（件）

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総数		42,085	46,171	48,263	39,256	51,538
中国		12,348	13,987	14,855	11,404	13,744
ブラジル		11,672	10,894	10,789	10,026	16,055
フィリピン		5,923	6,972	7,563	6,044	7,554
韓国・朝鮮		3,147	3,345	3,671	2,939	3,368
ペルー		2,980	3,381	3,275	2,449	2,878
その他		6,015	7,592	8,110	6,394	7,939

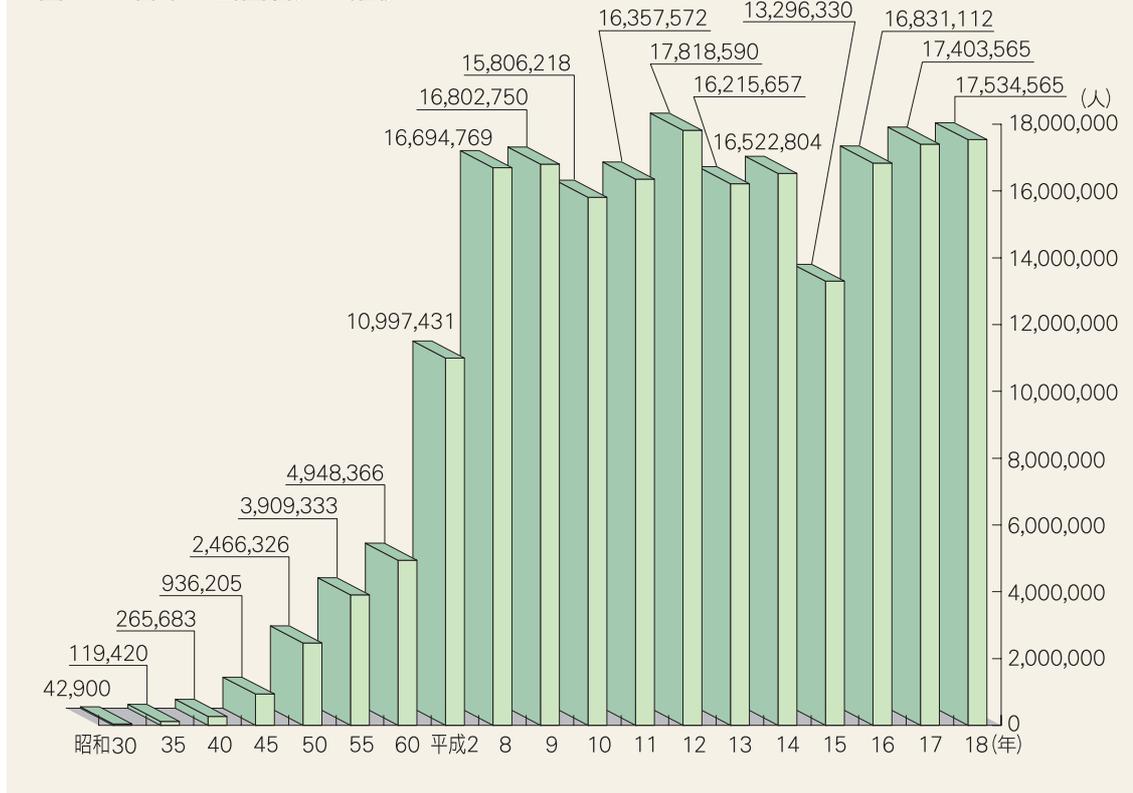
第3節 日本人の出帰国の状況

1 出国者

(1) 総数

平成18年の日本人出国者総数は1,753万4,565人で3年連続の増加となったものの、17年と比べ13万1,000人（0.8%）の微増にとどまった。（図15）。

図15 日本人出国者数の推移



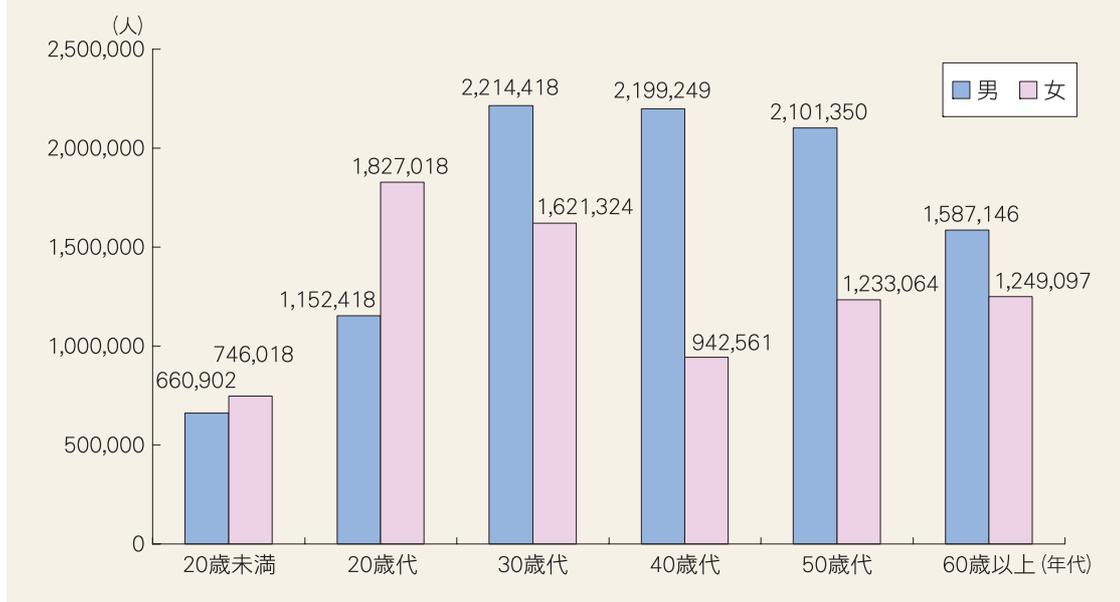
(2) 男女別・年齢別

平成18年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が991万5,483人、女性が761万9,082人で、男性が全体の56.5%、女性が43.5%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成18年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が383万5,742人で出国者全体の21.9%を占めており、以下、50歳代333万4,414人（19.0%）、40歳代314万1,810人（17.9%）、20歳代297万9,436人（17.0%）、60歳以上283万6,243人（16.2%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.3%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図16）。

図16 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成18年）



(3) 空港・海港別

平成18年における日本人出国者数について、出国した空・海港別にその数を見ると、空港を利用した出国者は1,734万7,447人で全体の98.9%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が93.8%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成18年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は963万5,750人で空港からの出国者全体の55.0%、関西空港の利用者数が386万1,140人で22.0%を占めており、空港からの出国者全体の約77%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港192万5,890人（11.0%）、福岡空港70万2,383人（4.0%）の順になっている。

一方、平成18年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が13万6,833人で海港からの出国者全体の73.1%、下関港が1万7,264人で9.2%を

占めており、海港からの出国者全体の約82.3%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、神戸港6,976人（3.7%）、大阪港6,352人（3.4%）の順となっている。

2 帰国者

平成18年の日本人帰国者総数は1,745万7,286人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,618万1,988人で全体の92.7%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,470万4,044人で、全体の84.2%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表16）。

表16 滞在期間別日本人帰国者数の推移 (人)

滞在期間	年	平成14	15	16	17	18
総数		16,407,343	13,295,311	16,812,090	17,326,149	17,457,286
5日以内		9,397,393	7,145,185	9,672,889	10,073,918	10,223,891
5日を超えて10日以内		4,396,070	3,721,358	4,460,530	4,503,407	4,480,153
10日を超えて20日以内		1,037,690	951,577	1,088,365	1,101,697	1,098,627
20日を超えて1月以内		339,936	336,171	376,796	381,627	379,317
1月を超えて3月以内		468,822	466,750	520,877	553,187	563,278
3月を超えて6月以内		257,269	263,883	287,444	305,489	311,045
6月を超えて1年以内		280,493	248,805	255,730	264,511	267,240
1年を超えて3年以内		209,566	139,349	123,208	119,516	114,578
3年を超える		13,166	15,982	19,889	16,357	12,965
不詳		6,938	6,251	6,362	6,440	6,192

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 入管法違反者の状況

1 不法残留者数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成19年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は17万839人であり、18年1月1日現在の19万3,745人と比べて2万2,906人（11.8%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて12万7,807人（42.8%）減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施などに加え、平成18年は当局が行っている不法滞在者の半減5か年計画の3年目にあたるなど、総合的な不法滞在者対策の効果によるものと思われる。

なお、この数に不法入国者の推定数3万人を加えると、約20万人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

（1）国籍（出身地）別

平成19年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が3万6,321人で最も多く、全体の21.3%を占めており、以下、フィリピン2万8,491人（16.7%）、中国2万7,698人（16.2%）、タイ8,460人（5.0%）、マレーシア6,397人（3.7%）、インドネシア6,354人（3.7%）、台湾6,347人（3.7%）の順となっている（図17、表17）。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、19年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いでフィリピン、中国、タイ、マレーシアとなっている。順位の変動はあるものの、平成18年にインドネシアがマレーシアを抜いて第5位となったことを除いては上位5か国の構成に変化はない。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勸奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減

を繰り返し、19年は減少している。インドネシアは、3年5月1日から一貫して増加していたが、17年以降は減少傾向にある。

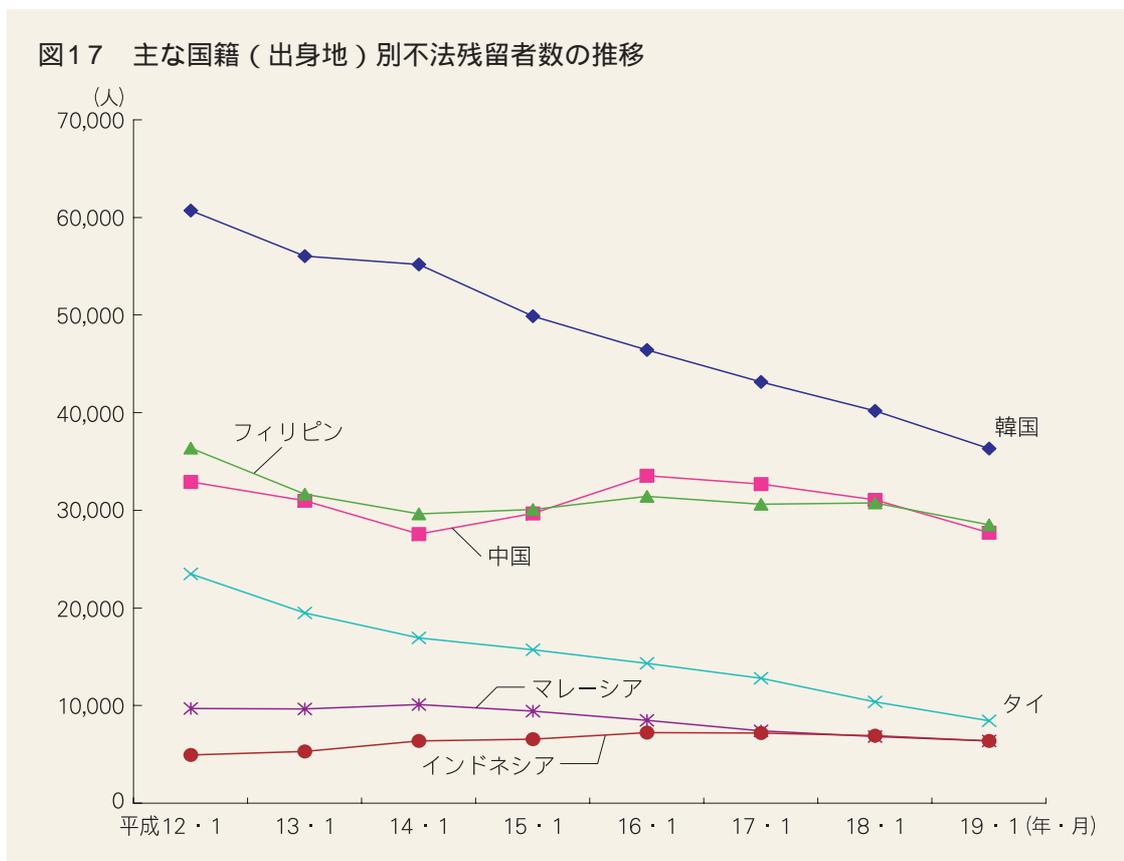


表17 国籍（出身地）別不法残留者数の推移 (人)

年月日	平成3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
国籍 (出身地)	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	5月1日	1月1日										
総 数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839
韓 国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491
中 国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698
タ イ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397
インドネシア	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	6,354
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347
ベ ル ー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042
ベトナム	1,061	821	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071	3,959
そ の 他	46,059	87,106	80,185	74,593	70,668	69,928	70,762	67,772	63,896	60,178	56,601	55,772	56,167	55,322	51,950	46,237	37,487

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が11万7,289人で最も多く、全体の68.7%を占めている。以下、「興行」8,162人(4.8%)、「留学」7,448人(4.4%)、「就学」5,281人(3.1%)、「研修」3,333人(2.0%)となっており、前年同期と比べ、

「短期滞在」は1万7,085人(12.7%)、「興行」は1,890人(18.8%)減少している。「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後は引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月に減少に転じ、19年も減少している(表18)。

表18 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日	17年1月1日	18年1月1日	19年1月1日
総数		224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839
短期滞在		163,271	155,498	150,326	139,417	134,374	117,289
興行		11,154	11,770	11,974	11,319	10,052	8,162
留学		4,442	5,450	6,672	8,173	7,628	7,448
就学		9,953	9,779	9,511	8,506	7,307	5,281
研修		3,264	3,409	3,959	3,648	3,393	3,333
その他		31,983	34,646	36,976	36,236	30,991	29,326

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成18年に退去強制手続を執った入管法違反者は5万6,410人で、17年と比べて762人減少している。このうち、16年12月に施行された改正入管法により開始された出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は1万1,108人であった。退去強制手続を執った入管法違反者については、同違反者が地方へ拡散したこと、1か所で稼働する不法就労者の数が減少(小口化)したことなどにより、一時、4万人台で推移していたが、不法滞在者半減5か年計画の初年である16年以降は、関係機関との協力をより一層強化し、摘発を強力に推進するなど、効果的、かつ、効率的な退去強制手続に努めた結果、大幅に増加し3年連続して5万5,000人を超えている。

退去強制事由別内訳を見ると、平成18年は、不法残留4万2,829人(75.9%)、不法入国1万441人(18.5%)、資格外活動1,736人(3.1%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

なお、平成18年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は4万5,929人で全体の81.4%を占めている。

国籍(出身地)別では、中国が1万6,269人(28.8%)と最も多く、3年連続で第1位となった。次いで、フィリピン1万420人(18.5%)、韓国8,128人(14.4%)の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている(表20, 21)。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

表19 退去強制事由別入管法違反事件の推移 (人)

退去強制事由	年	平成14	15	16	17	18
総数		41,935	45,910	55,351	57,172	56,410
不法入国		8,388	9,251	11,217	11,586	10,441
不法上陸		789	777	992	690	506
資格外活動		850	1,199	1,399	1,890	1,736
不法残留		31,520	34,266	41,175	42,254	42,829
刑罰法令違反等		388	417	568	752	898
不法就労者		32,364	34,325	43,059	45,935	45,929

表20 国籍(出身地)別入管法違反事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総数		41,935	45,910	55,351	57,172	56,410
中国		9,287	12,382	15,702	17,252	16,269
フィリピン		4,997	5,698	8,558	9,627	10,420
韓国		9,656	7,877	7,782	8,050	8,128
タイ		3,172	2,993	3,572	3,388	3,294
インドネシア		1,366	1,567	2,103	2,000	2,443
スリランカ		796	806	1,086	1,204	1,624
ベトナム		467	579	979	1,130	1,407
ベルー		1,196	1,103	1,292	1,194	1,306
バングラデシュ		929	946	1,312	1,529	1,295
マレーシア		1,393	1,711	1,575	1,559	1,158
その他		8,676	10,248	11,390	10,239	9,066

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(1) 不法入国

平成18年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は、17年と比べて1,145人(9.9%)減少して1万441人となり、入管法違反者全体の18.5%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年は減少に転じた。しかしながら、16年以降の3年間はいずれも1万人を上回っており、依然として多数の不法入国者が本邦に潜伏していることを裏付けることとなった。

国籍(出身地)別に見ると、中国が3,999人で最も多く全体の38.3%を占め、次いでフィリピン2,059人(19.7%)、タイ988人(9.5%)の順となっており、平成14年以降、これら上位3か国の順位に変動は見られないが、中国の占める割合が高く、その件数とともに大きな脅威となっている。

利用交通手段別に見ると、平成18年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は17年と比べて516人(6.4%)減少し7,549人となった。これは、不法入国者全体の72.3%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は17年と比べて629人(17.9%)減少し2,892人となった(表21, 22, 23)。

表21 国籍（出身地）別不法入国事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総	数	8,388	9,251	11,217	11,586	10,441
中	国	3,041	4,077	4,588	4,960	3,999
フ	ィ	1,261	1,385	1,955	2,074	2,059
リ	ピ	1,173	992	1,219	1,139	988
ン	イ	484	443	587	617	767
韓	国	448	433	626	646	486
バ	ン	575	449	425	402	432
ン	グ	262	247	331	255	299
グ	ラ	366	317	334	300	261
ラ	デ	99	127	148	172	232
シ	ユ	96	149	295	323	188
ヤ	ン	583	632	709	698	730
マ	ー					
ミ	ャ					
ン	ノ					
マ	ヒ					
ー	タ					
そ	の					
の	他					

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

表22 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総	数	6,201	6,694	7,848	8,065	7,549
中	国	1,636	2,317	2,295	2,570	2,088
フ	ィ	1,183	1,275	1,825	1,927	1,956
リ	ピ	1,140	948	1,165	1,065	934
ン	イ	373	330	412	388	415
韓	国	437	359	343	340	369
イ	ラ	1,432	1,465	1,808	1,775	1,787
ン	グ					
ラ	デ					
シ	ユ					
ヤ	ン					
マ	ー					
ミ	ャ					
ン	ノ					
マ	ヒ					
ー	タ					
そ	の					
の	他					

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

表23 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総	数	2,187	2,557	3,369	3,521	2,892
中	国	1,405	1,760	2,293	2,390	1,911
韓	国	111	113	175	229	352
バ	ン	232	232	352	348	232
ン	グ	78	110	130	147	103
ラ	デ	102	91	93	79	82
シ	ユ	259	251	326	328	212
ヤ	ン					
マ	ー					
ミ	ャ					
ン	ノ					
マ	ヒ					
ー	タ					
そ	の					
の	他					

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成18年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、17年と比べて184人(26.7%)減少し506人となったが、これは入管法違反者全体の0.9%であり、14年以降おおむね同様の割合で推移している(表24)。

(3) 不法残留

平成18年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は17年と比べて575人(1.4%)増加し、4万2,829人となった。これは入管法違反者全体の75.9%に当たり、14年

以降の推移を見ると、一貫して増加している。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万1,295人で最も多く全体の26.4%を占めており、次いでフィリピン7,879人（18.4%）、韓国6,847人（16.0%）、タイ2,232人（5.2%）、インドネシア2,074人（4.8%）の順となっている（表25）。

表24 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総数		789	777	992	690	506
中国		408	390	432	374	231
トルコ		7	6	18	5	45
スリランカ		5	17	64	38	33
ミャンマー		36	33	77	43	31
韓国		30	45	40	23	22
タイ		41	29	49	32	21
インドネシア		10	3	7	4	12
フィリピン		41	23	54	29	10
ロシア		46	42	56	33	10
中国(台湾)		12	10	11	8	8
バングラデシュ		8	4	7	8	8
その他		145	175	177	93	75

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

表25 国籍（出身地）別不法残留事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総数		31,520	34,266	41,175	42,254	42,829
中国		5,600	7,429	10,197	11,301	11,295
フィリピン		3,373	3,879	5,949	6,583	7,879
韓国		8,911	7,099	6,837	6,959	6,847
タイ		1,935	1,947	2,267	2,166	2,232
インドネシア		1,243	1,419	1,896	1,779	2,074
スリランカ		688	670	875	1,028	1,391
ベトナム		420	528	897	1,021	1,300
マレーシア		1,320	1,639	1,509	1,490	1,095
ペルー		908	816	917	919	971
バングラデシュ		468	507	659	858	785
その他		6,654	8,333	9,172	8,150	6,960

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成18年は17年と比べて154人（8.1%）減少し1,736人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の3.1%である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が469人で最も多く全体の27.0%を占めており、次いで韓国412人（23.7%）、フィリピン399人（23.0%）の順となっており、これら上位3か国で全体の73.7%を占めている。平成14年以降の推移を見ると、17年まではフィリピンの増加が顕著

であったが、18年は17年と比べて463人（53.7%）減少し、インドネシアは14年と比較して約9.2倍に増加するとともに、17年と比較しても164.4%の増加となっている。

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人の在留期間が満了し不法残留した場合には、不法残留事件として処理することから、違反事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている（表26）。

表26 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移 （人）

国籍（出身地）	年	平成14	15	16	17	18
総数		850	1,199	1,399	1,890	1,736
中国		171	367	304	357	469
韓国		211	274	294	396	412
フィリピン		267	372	541	862	399
インドネシア		13	17	48	45	119
ルーマニア		28	14	33	34	48
ロシア		31	5	24	17	43
中国（台湾）		36	52	15	22	34
ベトナム		2	8	15	19	32
ネパール		1	9	1	4	18
ウクライナ		18	31	8	20	18
その他		72	50	116	114	144

（注）「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

2 不法就労事件

（1）概況

平成18年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は4万5,929人で、入管法違反者全体の81.4%を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、徐々に回復しているとはいえ、まだ厳しさの残る雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

（2）国籍（出身地）別

不法就労者を地域別に見ると、アジアが4万2,098人で全体の91.7%を占め圧倒的に多く、次いで南米3.5%、アフリカ1.4%の順となっており、依然としてアジアから我が国に入国し不法就労に従事する者の割合が極めて高い状況にある。

また、国籍（出身地）はアジア地域を中心に115か国に及び、平成17年と比べて4か国（地域）増加するなど、より一層多国籍化が進行している。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万3,750人で最も多く全体の29.9%を占めており、次い

でフィリピン7,978人(17.4%),韓国6,696人(14.6%),タイ2,650人(5.8%),インドネシア2,286人(5.0%)の順となっており,これら上位5か国で全体の72.6%を占めている。ここ数年の推移を見ると,中国が高い割合を占めている。また,17年と比較してインドネシア,スリランカ及びベトナムの増加も顕著となっている(表27)。

表27 国籍(出身地)別不法就労事件の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総	数	32,364	34,325	43,059	45,935	45,929
	男	18,610	20,274	25,349	26,232	24,759
	女	13,754	14,051	17,710	19,703	21,170
中	国	7,087	9,302	12,669	14,239	13,750
	男	4,585	5,997	8,104	8,749	7,614
	女	2,502	3,305	4,565	5,490	6,136
フィリピン		3,696	4,108	6,299	7,378	7,978
	男	1,313	1,453	2,263	2,647	2,887
	女	2,383	2,655	4,036	4,731	5,091
韓	国	8,043	6,372	6,192	6,514	6,696
	男	3,249	2,564	2,281	2,274	2,232
	女	4,794	3,808	3,911	4,240	4,464
タ	イ	2,538	2,423	2,831	2,816	2,650
	男	1,054	1,030	1,179	1,158	1,159
	女	1,484	1,393	1,652	1,658	1,491
インドネシア		1,254	1,389	1,897	1,844	2,286
	男	871	975	1,350	1,297	1,521
	女	383	414	547	547	765
スリランカ		687	674	891	1,024	1,440
	男	606	588	799	898	1,270
	女	81	86	92	126	170
ベトナム		330	408	732	900	1,189
	男	201	227	373	490	630
	女	129	181	359	410	559
バングラデシュ		833	861	1,214	1,405	1,176
	男	806	828	1,166	1,328	1,114
	女	27	33	48	77	62
マレーシア		1,329	1,638	1,486	1,486	1,093
	男	917	1,193	1,084	1,060	774
	女	412	445	402	426	319
ペル		852	769	945	894	927
	男	561	533	615	588	609
	女	291	236	330	306	318
その他		5,715	6,381	7,903	7,435	6,744
	男	4,447	4,886	6,135	5,743	4,949
	女	1,268	1,495	1,768	1,692	1,795

(注)「中国」には,台湾,香港,その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は,男性が2万4,759人(53.9%),女性が2万1,170人(46.1%)であり,17年と比較して男女の差が縮小している。

なお，上位国では，フィリピン，韓国及びタイの3か国で女性が男性を上回っており，バングラデシュ及びスリランカでは，そのほとんどを男性が占めている。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では，工員が1万2,986人で最も多く全体の28.3%を占めており，次いでホステス等接客7,701人(16.8%)，建設作業員5,425人(11.8%)の順となっている。

また，男女別に見ると，男性は工員が最も多く，次いで建設作業員，その他の労務作業員の順となり，女性はスナック等で働くホステス等接客が最も多く，次いで工員，ウェイトレス等給仕の順となっている(表28)。

表28 就労内容別不法就労事件の推移 (人)

就労内容	年	平成14	15	16	17	18
総	数	32,364	34,325	43,059	45,935	45,929
	男	18,610	20,274	25,349	26,232	24,759
	女	13,754	14,051	17,710	19,703	21,170
工	員	7,084	7,156	10,440	11,786	12,986
	男	5,181	5,146	7,402	8,447	8,892
	女	1,903	2,010	3,038	3,339	4,094
ホステス等接客		5,081	5,057	6,597	7,319	7,701
	男	236	184	229	258	356
	女	4,845	4,873	6,368	7,061	7,345
建設作業員		4,790	5,468	6,228	6,378	5,425
	男	4,757	5,426	6,185	6,331	5,378
	女	33	42	43	47	47
ウェイトレス・バーテン		2,653	2,919	3,471	4,091	4,008
	男	1,030	1,235	1,401	1,518	1,336
	女	1,623	1,684	2,070	2,573	2,672
その他の労務作業員		2,462	2,140	2,636	2,858	3,307
	男	1,945	1,739	2,185	2,264	2,502
	女	517	401	451	594	805
その他のサービス従事者		2,007	2,406	2,702	2,841	2,815
	男	736	927	1,032	1,017	1,026
	女	1,271	1,479	1,670	1,824	1,789
その他		8,287	9,179	10,985	10,662	9,687
	男	4,725	5,617	6,915	6,397	5,269
	女	3,562	3,562	4,070	4,265	4,418

(5) 稼働場所(都道府県)別

不法就労者の稼働場所(都道府県)別を見ると，東京都が1万4,447人で最も多く全体の31.5%を占めており，次いで神奈川県4,673人(10.2%)，愛知県4,597人(10.0%)，千葉県3,773人(8.2%)，埼玉県3,762人(8.2%)の順となっており，依然として不法就労者は首都圏を中心に関東から近畿に及び太平洋岸地域に集中している。特に関東地区1都6県(東京，神奈川県，千葉県，埼玉県，群馬県，茨城県，栃木県)で不法就労者全体の70.9%を占めており，関東地区への集中を裏付ける一方，全国47都道府県において不法就労者の存在が確認されるなど，地方への拡散も認められる(表29)。

表29 稼働場所別不法就労事件の推移 (人)

都道府県	年	平成14	15	16	17	18
総数		32,364	34,325	43,059	45,935	45,929
東京都		10,962	13,579	16,572	16,612	14,447
神奈川県		2,586	2,634	3,625	4,452	4,673
愛知県		2,165	2,349	3,229	3,415	4,597
千葉県		2,682	2,573	3,220	3,555	3,773
埼玉県		2,794	2,703	3,805	4,101	3,762
群馬県		1,247	993	1,370	1,919	2,359
茨城県		1,902	1,583	1,775	2,007	2,198
大阪府		1,922	1,637	1,686	1,632	1,677
栃木県		749	635	837	1,222	1,345
静岡県		701	896	1,251	1,167	1,255
その他		4,654	4,743	5,689	5,853	5,843

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなる。

その受理件数の推移を見ると、平成14年以降増加しており、18年は5万7,017件と、17年と比べて若干減少したものの、引き続き高水準で推移している（表30）。

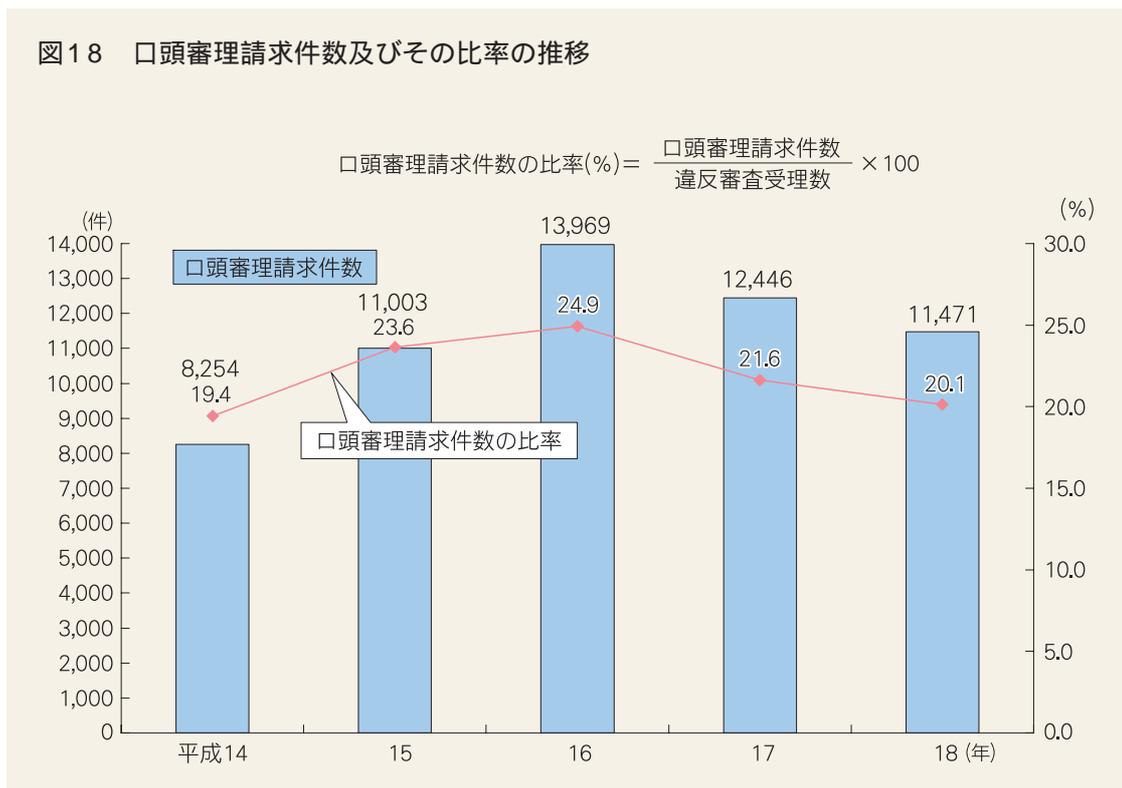
表30 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 (件)

区分	年	平成14	15	16	17	18
違反審査	受理	42,504 (497)	46,535 (548)	56,018 (596)	57,569 (286)	57,017 (488)
	既済					
	非該当	3	2	4	7	3
	退去強制令書発付	33,607	34,855	40,771	32,284	31,393
	口頭審理請求	8,254	11,003	13,969	12,446	11,471
未済, その他	640	675	356	605	3,050	
口頭審理	受理	9,067 (785)	12,092 (1,061)	14,869 (866)	13,002 (518)	12,221 (711)
	既済					
	非該当	-	-	-	-	-
	退去強制令書発付	104	102	113	137	126
	異議申出	7,872	11,081	14,191	12,056	11,196
未済, その他	1,091	906	565	809	899	
裁決	受理	8,378 (607)	11,738 (628)	14,897 (703)	12,533 (461)	11,757 (552)
	既済					
	理由あり	-	8	-	-	3
	理由なし	7,711	11,204	14,412	11,922	11,018
	出国命令書交付	-	-	-	-	-
未済, その他	667	521	485	611	736	
口頭審理請求	口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)	19.4	23.6	24.9	21.6	20.1

(注) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また、違反審査後の口頭審理請求件数も、平成18年は1万1,471件となり、17年と比べて若干減少したものの、依然1万件を超え高水準で推移している。違反審査受理件数に対する口頭審理の新規受理件数の占める比率も、18年も20.1%と、14年以降20%前後の高水準で推移している。これは、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望して自ら入国管理局へ出頭する案件が増加していること及び家族の統合や病気等の人道上の事由に配慮した在留特別許可が認められることが浸透したこと、などが要因として考えられる(図18)。

図18 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数も、同様の理由から18年も1万1,196件と、依然1万件を超え高水準で推移している。(表30)

(2) 退去強制令書の発付

平成18年の退去強制令書の発付件数は3万3,202件であり、18年は、過去5年間で最少件数まで減少している。

これは、平成16年12月2日に施行された出国命令制度が17年に本格的に運用されたため、これまで退去強制令書が発付されていた出国命令対象者については、出国命令により出国が可能となったものと考えられる。退去強制令書発付件数と出国命令書交付件数の合計を見ると、18年は4万4,302件と、16年以降4万件を超えている。

平成18年に退去強制令書が発付された入管法違反者を退去強制事由別に見ると、不法残留が2万2,136件で全体の66.7%と依然過半数を超えているものの、14年以降減少傾向にある一方で、不法入国の割合は23.7%に増加している。これは、偽造旅券等の偽変造文書を行使し

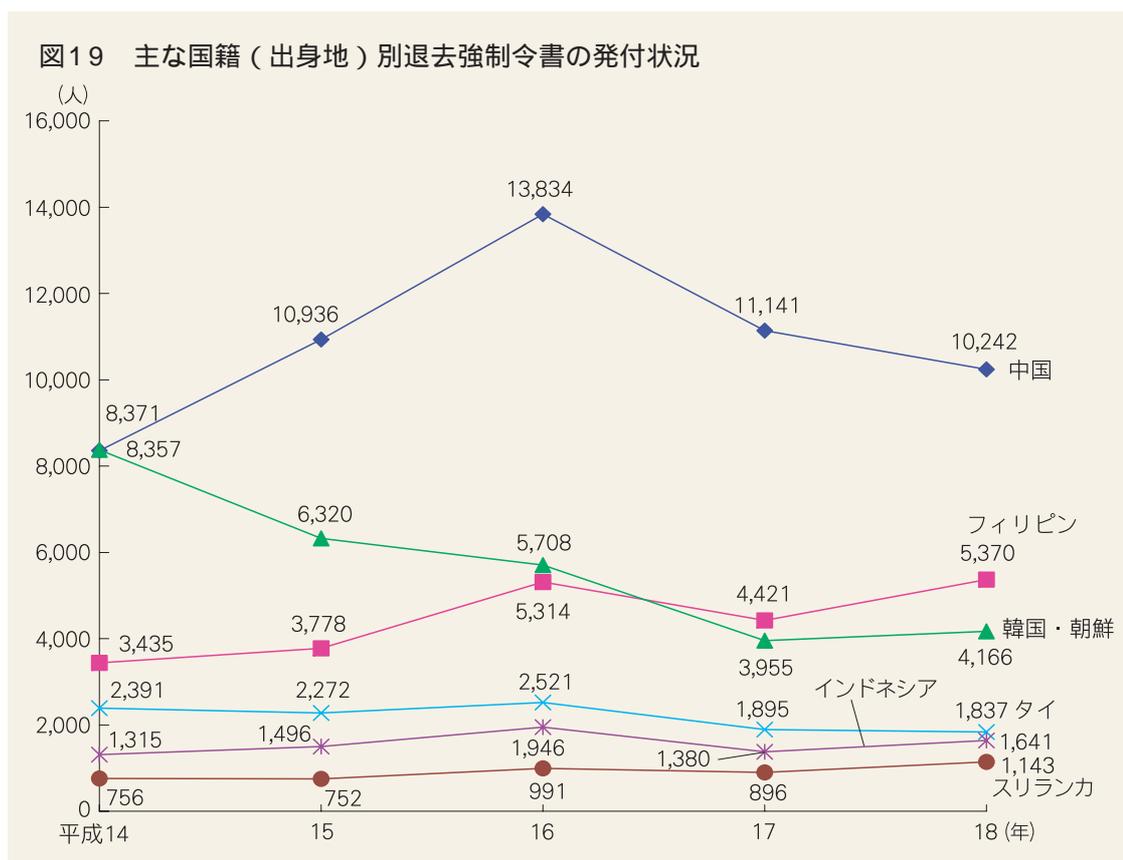
て不法入国を果たす者等が依然として後を絶たないことに加え，出国命令制度が創設されたことが主な要因であると考えられる。また，刑罰法令違反及び資格外活動事案の数は14年以降増加基調にあり，全体に占める割合も18年には7.7%に増加している（表31）。

表31 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成14	15	16	17	18
総数		34,455	35,850	42,074	33,520	33,202
不法残留		25,176	25,383	29,802	20,764	22,136
不法入国		7,244	8,058	9,296	9,427	7,880
不法上陸		712	707	873	635	443
資格外活動		848	1,168	1,380	1,874	1,726
刑罰法令違反		399	438	617	701	831
その他		76	96	106	119	186

また，国籍（出身地）別に見ると，平成18年は，中国が1万242件で最も多く全体の30.8%を占めており，次いでフィリピン5,370件（16.2%），韓国・朝鮮4,166件（12.5%）の順になっている（図19）。



（3）仮放免

平成18年に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は，17年と比べて2,201件増加し3,658件となった。その一方で，退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は，17年と比べて98件減少し671件となっている（表32）。

表32 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年	平成14	15	16	17	18
収容令書によるもの		4,477	4,284	1,180	1,457	3,658
退去強制令書によるもの		347	262	382	769	671

(4) 在留特別許可

平成18年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は9,360人であり、17年より減少したものの、依然として高水準で推移している。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなどして、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

より具体的な事例として、平成16年以降、毎年法務省ホームページにおいて在留特別許可された事例を公表しているほか、18年は、在留特別許可されなかった事例の公表も行った。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成18年は不法残留が7,096件で最も多く全体の75.8%を占めている。不法残留の占める割合は15年をピークに減少した一方、不法入国・不法上陸の占める割合は、16年以降増加し、18年には20.5%となった(表33)。

表33 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成14	15	16	17	18
総数		6,995	10,327	13,239	10,834	9,360
不法残留		5,726	8,743	10,697	8,483	7,096
不法入国・不法上陸		1,068	1,374	2,188	2,077	1,915
刑罰法令違反等		201	210	354	274	349

平成18年に在留特別許可された者を国籍(出身地)別に見ると、中国が1,827件で全体の19.5%を占め、次いで韓国・朝鮮が1,523件(16.3%)となっている(表34)。

表34 国籍(出身地)別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18
総数		6,995	10,327	13,239	10,834	9,360
中国		802	1,464	2,212	2,211	1,827
韓国・朝鮮		1,198	1,671	2,057	1,807	1,523
その他		4,995	7,192	8,970	6,816	6,010

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成18年の被送還者数は、17年と比べて174人(0.5%)減少し3万3,018人となった。

国籍(出身地)別に見ると、中国が1万251人で最も多く全体の31.0%を占めており、次いでフィリピン5,453人(16.5%)、韓国4,193人(12.7%)、タイ1,845人(5.6%)、インドネシア1,672人(5.1%)の順となっている(表35)。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の96.6%と圧倒的多数を占めている一方、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成18年における国費による個別の被送還者数は、239人となっている(表36)。

表35 国籍(出身地)別被送還者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成14	15	16	17	18	
総	数	33,788	35,911	41,926	33,192	33,018	
中	国	8,290	11,027	13,408	11,209	10,251	
フ	ィ	リ	ピ				
	ン	3,237	3,780	5,207	4,961	5,453	
韓	国	8,287	6,381	5,696	3,962	4,193	
タ	イ	2,309	2,299	2,527	1,930	1,845	
イ	ン	ド	ネ				
	シ	1,305	1,567	2,009	1,241	1,672	
ス	リ	ラ	ン				
	カ	737	745	1,005	821	1,139	
バ	ン	グ	ラ				
	デ	840	895	1,223	1,271	1,076	
マ	レ	ー	シ				
	ア	1,346	1,656	1,519	1,179	911	
ベ	ト	ナ	ム				
		335	417	799	564	864	
ベ	ル	-	872	807	799	542	
						655	
そ	の	他	6,230	6,337	7,734	5,512	4,959

(注)「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

表36 送還方法別被送還者数の推移 (人)

送還方法	年	平成14	15	16	17	18
総	数	33,788	35,911	41,926	33,192	33,018
自	費					
	出	32,068	33,914	40,480	31,811	31,911
	国					
法	59	条	送			
	還	1,481	1,642	1,313	1,177	852
国	費	送	還	(
		76	95	119	192	239
国	費	送	還	(
		163	260	-	-	-
そ	の	他	-	-	7	-
国	際	受	刑	者	移	
		-	-	7	12	16

注1)「国費送還(集団送還)」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

注2)「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成18年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、17年の192人と比べて47人(24.5%)増加し239人となった。

また、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない。

(2) 自費出国

被送還者のうち、平成18年に自費出国した者は17年と比べて100人(0.3%)増加し3万1,911人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているものの、旅券、航空券又は帰国費用など送還具備要件が整っていない者が多く、送還までに時間がかかるようになっている。

このような者については、退去強制手続と平行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表37）。

表37 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移 （人）

国籍（出身地）	年	平成14	15	16	17	18
総数		32,068	33,914	40,480	31,811	31,911
中国		7,627	9,931	12,919	10,621	9,831
フィリピン		3,089	3,655	5,101	4,810	5,340
韓国		8,216	6,326	5,656	3,912	4,155
タイ		2,090	2,159	2,370	1,865	1,766
インドネシア		1,278	1,525	1,989	1,224	1,663
スリランカ		718	706	929	766	1,089
バングラデシュ		816	875	1,211	1,258	1,068
マレーシア		1,335	1,653	1,519	1,179	910
ベトナム		334	409	795	558	861
ペルー		844	777	780	520	629
その他		5,721	5,898	7,211	5,098	4,599

（注）「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

（3）運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成18年は852人であり、17年と比べて325人（27.6%）の減少となった。

（注）運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

5 出国命令事件

（1）概況

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、16年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した外国人が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させるとともに、上陸拒否期間を5年から1年に短縮することとしている。

（2）違反調査

平成18年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は1万1,108人で、入管法違反者全体の19.7%を占めている。

ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が3,518人で最も多く全体の31.7%を占めており、次いで韓国1,989人（17.9%）、フィリピン1,586人（14.3%）、インドネシア702人（6.3%）、タイ436人（3.9%）の順となっており、これら上位5か国で全体の74.1%を占めている（表38）。

表38 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成18年）

（人）

国籍(出身地)	年	総数	24-2-2	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総数		11,108	0	10,339	287	1	481
中国		3,518	0	3,401	85	1	31
韓国		1,989	0	1,947	4	0	38
フィリピン		1,586	0	1,369	45	0	172
インドネシア		702	0	634	52	0	16
タイ		436	0	343	36	0	57
スリランカ		350	0	327	12	0	11
ベトナム		339	0	329	1	0	9
ペルー		254	0	202	0	0	52
モンゴル		241	0	223	13	0	5
マレーシア		214	0	213	0	0	1
その他		1,479	0	1,351	39	0	89

（注）「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

また、上位国について、入管法違反者全体に占める割合を見ると、インドネシア（28.7%）や韓国（24.5%）が高い割合を示す一方、タイ（13.2%）やフィリピン（15.2%）は平均より低い割合となっている。

イ 男女別

男女別に見ると、男性が5,624人（50.6%）、女性が5,484人（49.4%）となっており、男女間の差は見受けられなかった。

ウ 適条別

適条別に見ると、出入国管理及び難民認定法第24条第4号口該当容疑が1万339人と最も多く全体の93.1%を占めており、次いで同法第24条第7号該当容疑が481人、第24条第6号該当容疑が287人、第24条第6号の2該当容疑が1人の順となっている。

（3）審査

ア 事件の受理・処理

平成18年に出国命令対象者として入国警備官から引き継がれた者は1万1,108人であり、違反審査受理件数全体の19.5%であった。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理しており、18年は1万1,108人について処理し、その

うち8人については出国命令対象者に該当しないとして、入国警備官に差し戻している。

イ 出国命令書の交付

平成18年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は1万1,100人であった。

これを国籍(出身地)別に見ると、中国が3,516人で最も多く全体の31.7%を占めており、次いで韓国・朝鮮1,992人(17.9%)、フィリピン1,582人(14.3%)となっており、上位5か国で全体の74.1%を占めている(表39)。

表39 国籍(出身地)別出国命令書の交付状況 (件)

国籍(出身地)	年	平成16	17	18
総	数	918	12,227	11,100
中	国	252	3,777	3,516
韓	国・朝鮮	133	2,206	1,992
フ	ィリピン	276	1,742	1,582
イ	ンドネシア	46	670	701
タ	イ	36	507	429
ス	リランカ	15	295	349
ベ	トナム	19	304	343
ペ	ル	19	254	250
モ	ンゴル	18	273	240
マ	レーシア	20	324	214
そ	の他	84	1,875	1,484

(注)表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(注)平成16年は、同年12月2日に出国命令制度が施行されたことから同日以降の交付件数である。

(4) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、EDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けなければならないが、加えて、出国する出入国港において、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受け入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続きに係る必要な体制を整えてきたところである（注1）が、実際には昭和50年から10年余りにわたって流出したインドシナ難民（注2）を除き、必ずしも多くの外国人が我が国に対し難民としての保護を希望したわけではなかった。

ところが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続きによって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を平成16年6月2日に公布し、17年5月16日から施行している。

入国管理局としては、新しい難民認定制度を適正に運用すると共に、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。

（注1）我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

（注2）我が国はこれまで合計で1万1,319人のインドシナ難民を受け入れている。なお、インドシナ難民の受け入れは平成17年度末をもって終了した。



難民旅行証明書

第1節 難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成18年末までの総申請件数は4,882件である。

申請件数は、初年の昭和57年が530件と多かったほかは、平成7年までは20件台から70件台で推移し、その後は100件台から400件台であったが、18年は申請件数が急増しており、954件と難民認定制度発足以降、最高の数であった（表40）。

表40 難民認定申請・処理状況及び庇護状況

(件)

区分	年	昭和57~平成13	14	15	16	17	18	総数
申請		2,532	250	336	426	384	954	4,882
処理	認定	291	14	10	15	46	34	410
	不認定	1,721	211	298	294	249	389	3,162
	取り下げ	340	39	23	41	32	48	523
	計	2,352	264	331	350	327	471	4,095
人道配慮による在留(注1)		219(注2)	40	16	9	97	53	434

(注1) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注2) 平成13年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成13年までの数を合計したものである。

難民認定申請者の国籍（出身地）別内訳を見ると、前記の4,882件のうち、申請件数の多い順にミャンマー 1,335件、トルコ803件、パキスタン429件となっており、アジア・中東地域出身者からの申請が上位を占めている。

なお、平成18年の国籍別申請件数は、申請の多い順にミャンマー 626件、トルコ149件、イラン及びスリランカ27件となっている。この内ミャンマーとトルコについては前年と比較してそれぞれ414件（約3倍）、109件（約3.7倍）の大幅な増加を示している。

2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成18年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは410件、難民と認定しなかったものは3,162件、申請を取り下げたものは523件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数/認定数と不認定数の和）は11.5%である。

また、難民条約等加入後、各年の難民認定数を見ると、難民条約等への加入当初の昭和57年から59年までは30件以上であったが、その後減少し、10件台の60年と63年を除き、1ケタ台が続いた。しかし、平成10年から再び増加し、10件台から20件台で推移していたところ、17年には46件と大幅に増加し、18年も34件となっている。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は434人となっており、平成18年は過去3番目に多い53人が在留を認められている（表40）。

第2節 異議申立て

1 異議申立て

難民認定制度が創設された昭和57年から平成18年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立ての総数は2,202件である。

平成14年から18年までの推移を見ると、14年は224件、15年は226件と220件台で推移した後、16年は209件、17年は183件と減少傾向にあったが、18年は難民不認定数と連動し過去最高の340件と大幅に増加した（表41）。

表41 難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況

(件)

区分	年	昭和57~平成13	14	15	16	17	18	総数
難民不認定		1,721	211	298	294	249	389	3,162
異議申立(異議申出)		1,020	224	226	209	183	340	2,202
裁 決	理由あり	7	-	4	6	15	12	44
	理由なし	676	232	200	155	162	127	1,552
	取下げ等	205	34	15	23	18	33	328

(注) 難民不認定処分日と同処分の告知日は異なることが多く、また、告知日から難民不認定に対する異議申出まで7日以内とされており、年をまたがって難民異議申出がなされることがあることから、難民不認定数よりも、難民異議申出数のほうが多くなる場合があった。なお、平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

昭和57年から平成18年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立てのうち処理がなされたものは1,924件であり、その内訳は、難民と認定されたものは44件、異議申立てに理由がないとされたものは1,552件であり、その他の328件については、異議申立てを行った外国人の出国等により取り下げられ終止となっている。

平成14年から18年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、15年は4件、16年は6件、17年は15件と増加傾向にあったが、18年は12件と若干減少しており、異議申立てに理由がないとされたものは、14年には過去最高の232件となったが、以後減少し、15年は200件、16年は155件、17年は162件、18年は127件となっている。また、取下げ等は、14年の34件以降、15年は15件、16年は23件、17年は18件と緩やかな減少傾向にあったが、18年は33件と増加した（表41）。

第3節 一時庇護のための上陸の許可

昭和57年から平成18年末までの一時庇護のための上陸の許可の状況を見ると、平成5年までの間に申請のあったベトナム人のボート・ピープル5,668人に対して許可したほか、ベトナム人のボート・ピープル以外からの申請110件については、許可35件、不許可71件、取下げ4件となっている。

平成14年から18年の推移を見ると、ベトナム人のボート・ピープルからの申請はないが、その他の者から5年間で19件の申請があり、14年に6件許可されている（表42）。

表42 一時庇護のための上陸の許可件数の推移 (件)

年	区分	そ の 他				
		ボート・ピープル 許 可	申 請	許 可	不許可 取下げ	
総 数		5,668	110	35	71	4
昭和57		1,037	22	22	-	-
58		798	8	3	5	-
59		503	5	1	4	-
60		435	17	-	17	-
61		330	6	1	4	1
62		145	1	-	1	-
63		219	1	-	1	-
平成元		1,909	-	-	-	-
2		155	4	-	4	-
3		20	-	-	-	-
4		100	-	-	-	-
5		17	-	-	-	-
6		-	-	-	-	-
7		-	-	-	-	-
8		-	1	-	1	-
9		-	4	-	2	2
10		-	6	1	5	-
11		-	-	-	-	-
12		-	8	-	6	-
13		-	8	1	9	-
14		-	11	6	5	-
15		-	2	-	2	-
16		-	-	-	-	-
17		-	-	-	-	-
18		-	6	-	5	1

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したもの。

第4章 外国人登録の実施状況

第1節 新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

平成18年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが32万4,259件で全体の96.3%を占め、次いで出生3.5%、日本国籍離脱・喪失0.03%の順となっている（表43）。

表43 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

（件）

区分		年	平成13	14	15	16	17	18
新規登録	総数		341,652	331,661	364,868	376,272	377,510	336,684
	入国		328,924	319,155	352,983	364,068	365,725	324,259
	出生		11,986	11,809	11,177	11,464	11,122	11,844
	日本国籍離脱・喪失		85	76	60	111	74	98
	その他		657	621	648	629	589	483
登録閉鎖	総数		223,684	271,204	286,370	317,334	302,685	312,655
	出国		201,187	250,055	261,259	292,474	279,919	290,352
	日本国籍取得		15,903	14,793	18,566	17,728	16,053	15,376
	死亡		5,771	5,623	5,712	5,742	6,039	5,938
	その他		823	733	833	1,390	674	989

平成18年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが29万352件で全体の92.9%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの4.9%、死亡によるもの1.9%の順となっている。

（注）外国人登録原票

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

第2節 変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実合わなくなったときは、市町村の長が職権により変更登録することとなる。

平成18年における変更登録総数は217万9,407件で引き続き増加している。また、居住地以外の変更登録申請件数は13年にいったん減少したものの、全体としては増加しており、18年では161万2,858件で、変更登録全体の74.0%を占めている。

居住地変更登録及び市町村等の廃置分合等による変更登録の件数は、昨年は約57万件であったところ、18年は56万6,549件であった（表44）。

表44 変更登録の状況

(件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数	年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和35		174,637	100,834	275,471	12		388,279	1,175,414	1,563,693
40		154,922	198,419	353,341	13		411,405	1,090,251	1,501,656
45		148,578	266,792	415,370	14		411,268	1,208,054	1,619,322
50		137,195	346,942	484,137	15		453,489	1,347,221	1,800,710
昭和55		164,026	374,366	538,392	16		480,309	1,426,824	1,907,133
60		141,276	445,040	586,316	17		569,793	1,448,000	2,017,793
平成2		216,713	883,814	1,100,527	18		566,549	1,612,858	2,179,407
7		317,807	980,901	1,298,708					

(注1)「」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

(注3)「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

第3節 登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

表45 登録確認の状況

(件)

年	区分	確認	年	区分	確認
昭和40		485,439	12		290,095
45		77,341	13		220,069
50		117,087	14		215,815
55		422,568	15		213,549
60		338,522	16		269,735
平成2		337,760	17		230,220
7		260,014	18		200,793

(注1)「」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成18年の登録確認（切替）申請件数は、20万793件に上っている（表45）。

第4節 地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（ワンポイント解説）を交付しており、平成18年における交付件数は164万7,935件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

登録原票記載事項証明書

ワンポイント
解説

外国人登録原票は、個人情報保護のため原則として非公開とされているところ、外国人登録原票に登録された事項は、外国人登録法第4条の3に定める場合に限り開示することができることとされ、開示の方法の一つとして登録原票記載事項証明書を交付することとされている。

第5章 行政訴訟

第1節 概況

平成18年における行政訴訟等（以下「入管関連訴訟」という。）の受理件数は、過去最高となった（表46）が、中には、訴訟制度を濫用していると思われる事例も発生している。例えば、不法残留中のネパール人女性が、日本人男性と真の婚姻関係にあるのに退去強制令書発付処分等を受けたのは違法であるとして訴訟を提起し、自らの正当性を訴えたが、訴訟係属中に、当該婚姻届出の際の証人となった日本人が複数のネパール人と日本人との間の偽装結婚を斡旋したとして、暴力団関係者らと共に逮捕されたところ、当該ネパール人女性は請求を放棄して、その後、逃亡するという事例があった。また、日本人との婚姻を理由として退去強制令書発付処分等の違法性を訴えたものの、敗訴判決確定後に逃亡したバングラデシュ人男性と韓国人女性の事例があった。更には、日系3世であるとして在留資格変更不許可処分の取消等を求めて訴訟を提起したボリビア人一族が、国側が日本人親族との間のDNA鑑定を申し立てたところ逃亡したという事例もあった。

表46 出入国管理関係訴訟（本案事件）提起事件の推移（平成18年末現在） （件）

請求趣旨		14年	15年	16年	17年	18年
行政事件	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等	74	68	109	143	164
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	20	58	6	8	21
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等	1	5	7	17	6
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等	52	53	25	52	59
	その他	4	6	19	28	2
	小計	151	190	166	248	252
民事事件	4	15	17	25	11	
人身保護請求	-	-	-	2	-	
合計	155	205	183	275	263	

第2節 主な裁判例

裁判例1

法務大臣から権限の委任を受けた地方入国管理局長の裁量権が法務大臣の有する裁量権と異なる制約に服するとの根拠はない。また、日本人の配偶者であるというだけで、直ちに法20条3項のやむを得ない特別の事情が認められると解すべきではなく、そして「相当の理由がある」と認められないこと、あるいは「やむを得ない特別の事情」が認められないことの具体的事実を示して在留資格変更不許可処分を行わなければならないとも解されない。

【東京高等裁判所平成18年1月31日判決】

裁判例2

控訴人は、法務省入国管理局付検事が作成したトルコ出張報告書におけるトルコ当局の供述は信用性がなく、同報告書作成過程における通訳、供述記録方法、供述者の公正性に関しても信用性がない旨主張するが、同報告書は、法務省入国管理局付検事が同国を自ら訪問して聴取結果等を行った結果に基づくものであり、被控訴人に不利益と思われる事実関係にも言及していること、通訳人は現地の邦人であるが、トルコ語能力に疑問を抱かせるような事情は窺われない。

【東京高等裁判所平成18年5月24日判決】

裁判例3

原告の妻（日本人）は、原告よりも24歳も年長であって、原告の母親よりも年上で婚姻当時58歳であるという両者の関係は、夫婦としてはなかなか珍しい組み合わせに属することは否定できない。また、別居をする理由はいずれも根拠は薄弱であり、正当な理由もないものであり、両者の間に夫婦共同生活の実体はないといわなければならない。

【東京地方裁判所平成18年7月14日判決】

裁判例4

外国人である容疑者に対し、口頭審理請求権の告知に際し、上陸拒否期間及び口頭審理以降の、異議の申出、在留特別許可制度等について説明や教示するのは望ましいことではあるが、入管法上具体的規定はなく、説明や教示に関する法的義務があるとはいえない。

【大阪地方裁判所平成18年11月2日判決】

裁判例5

永住許可を受けると、本邦に在留を希望する者が有利な地位を取得することになるから、永住許可申請書の記載内容に正確性を疑われるものがあれば、法務大臣が、永住許可の申請に対して消極の判断をすることになるのもやむを得ない。【福岡地方裁判所平成18年11月2日判決】